

第1回

アジア主要都市・地域の 投資関連コスト比較

1995年9月調査

日本貿易振興機構

海外調査部

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性に知らされていても同様とします。

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (1995年9月現在)

単位: 米ドル

	ソウル (韓国)	北京 (中国)	大連 (中国)	上海 (中国)	深圳 (中国)	シンガポール (シンガポール)	バンコック (タイ)	クアラルンプール (マレーシア)	
賃金	①ワーカー(一般工職)	**1,150~1,270	72~170	**66~67	66~130	** 60~162	630~1,150	160~310	190~290
	②エンジニア(中堅技術者)	**2,300~2,530	132~264	**95~110	132~192	**120~298	950~1,980	420~610	740~1440
	③中間管理職(部長クラス)	**3,060~3,360	300~600	**180~230	120~240	**195~480	1,970~3,500	932~1,880	1,120~2,450
	④最低賃金	13.3/D, 1.7/H	**29/M	26/M	26.5/M	0.19/H	なし	5.8/D	なし
土地・	⑤工業団地借料年額/㎡当り	1.40	***1.8~1.9	***1.7	**0.64~0.7	***13~35	13.6	**82.5	**85~128
事務所	⑥事務所賃料月額/㎡当り	40	56	****1.5~2.5	60	***13~15	8.4~17.5	18	28
賃料等	⑦駐在員用住宅借上料	***3,950	***5800	※300~375	***6600	***360~540	2,500~3,500	2,200	1,200~2,000
電話	⑧電話架設料	327	603	470	601	585	73	268	***159~199
	⑨電話基本料金月額	3.3	1.4	2.6	5.8	2.9	9.0	4.0	12.3
	⑩国際電話料金(日本向け3分間)	3.9	6.5	6.6	6.5	5.3	4.6	5.2	6.4
電気・	⑪業務用電気料金(kwh当り)	****0.07~0.11	0.08	0.06	0.07	0.13	0.07	0.04	0.06
水道	⑫業務用水道料金(㎡当り)	※0.44/1.36	0.06	0.18	0.09	0.17	1.30	0.20	0.48
自動車	⑬乗用車購入価格(1500ccセダン)	※**11200	20,600	20,500	21,600	21,000	***85,900	28,600	※20,000
為替	⑭現地通貨対ドルレート(1ドル)	764.4ウォン	8.32元	8.32元	8.32元	8.32元/8.55HKドル	1.423 Sドル	25バーツ	2.51リンギ
特記事項	⑮コメント: 投資優遇措置・業種制度の変更 各地の特殊事情など	投資優遇措置: 高度技術を伴う外国投資に対して、法人税を事業開始年度とその後の3年間免除。その後の2年間は50%減免など。また外国人専用工業団地(光州、天安)内の外資系企業および年間3,000ドル以上の輸入があった品目(HS10桁基準)を製造する外資系企業に対して、輸入先多角化制度(事実上の対日輸入禁止)を適用せず。	95年5月1日より週休2日制実施。6月27日「外国企業投資方向の指導に関する暫定規定」及び「外国企業投資産業目録」を公布。奨励、制限、禁止各領域の詳細な業種別リストを公表。外資に対する要求は高度化の傾向。北京は、概して法制度の適用が厳しいため、繊維関連の一部企業は上海等へ流れている。	水を大量使用する投資案件は限定的。瀋陽一大連間の高速道路沿いにある「工業小区」は、開発区などほぼ同様な優遇措置が得られるが、人件費、付帯コスト費は70~80%。	昨年からの引き続き、外資企業に対する優遇制度が見直されており、増徴税運付率の低下をはじめ98年から機械設備にかかる関税免除措置を取り消す予定との報道もなされた。今後、従来の外資導入政策が転換する動きがより明確になるものと考えられている。	深圳地域は、製造業では委託生産方式による進出が主流を占めており、三資企業とは異なり、福利厚生費が少ないことが特徴。また、労働者のほとんどは出稼ぎ者であり寮生活。さらに、深圳市の経済特区の内外は境界線があり人の移動が制限されているため特区内外で人件費等において差がある。	ジュロンタウンコーポレーションは、オフィススペースを賃貸していないが、工場スペースの総面積の25%までをオフィススペースとして利用できる。	地方への投資については、原材料など輸入関税や法人税の一定期間免除など、優遇措置を設けている。また、BOIは第3地域の投資奨励策に関し国内販売比率による外資規制撤廃を決定(9月20日付け通商弘報参照)。	95年度は法人税が30%、個人所得税の最高税率(15万リンギ以上)が32%へと各々2%引き下げられた。基準貸出し金利は大手商業銀行メイバンクが7.2%、東京銀行が5.65%である。日系金融機関では東京銀行1行が現地法人を、他に12行が駐在員事務所を持ち、オフショア金融センターとなるラバンにも支店を設立している。
注	1.工業団地や賃金などの情報は都市周辺部の特定工業団地及び企業の例。 2.賃金は中小規模日系製造業企業5社程度の平均給与、賃金は月額給与(賞与、請手当込み)。 3.最低賃金は、/M:1ヵ月当り、/D:1日当り、/H:1時間当り 4.都心コンドミニアム(2ベッドルーム) 5.乗用車は国産若しくは現地組立車。	**賃金は推定値。 ***駐在員用住宅は2年契約一括前払いが通例 ****1kwh当りの電力使用料。4~6月/9月は0.073ドル、7~8月は0.108ドル、10~3月は0.078ドル このほか、月別基本料金をとして5.91ドル。 ※1種(4階建て以下のビルで業務を行なっている場合)0.44ドル。 2種(5階建て以上)1.36ドル。 ※**大宇シエロFX	**95年7月1日より月額210元から245元に引き上げ。(弘報95/9/27) ***工業団地借料は50年契約(北京経済技術開発区)。 ****北京市内中心街。	**大連日本商工クラブ(事務所ジェトロ)が95年6月、大連経済技術開発区への進出日系企業を対象に行ったアンケート調査結果。 ***50年契約。 ****工業団地内。 ※工業団地内、サイズは150㎡相当。 ※**小型携帯電話。	**土地使用権購入価格(松江工業区、50年契約)。 ***上海市内中心街。	**主に基本給。 ***建物付き、事務所兼ねる。 ****工業団地内。サイズは150㎡。	**MOTOROLA-INTERNATIONAL-7500 ***乗用車購入価格はCOE(車庫購入権)付きで個人使用(Sナンバ)の輸入車価格。	**工業団地購入価格。 ***ノキアデジタル2140。 ****乗用車購入価格はCOE(車庫購入権)付きで個人使用(Sナンバ)の輸入車価格。	**分譲価格。 ***2種。事務所の形態による。 ****MOTOROLA-TAC-2の本体価格。その他デボジット400、登録料40。 ※乗用車はプロトン「ウィラ」。

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (1995年9月現在)

単位: 米ドル

	ジャカルタ (インドネシア)	バタム島 (インドネシア)	マニラ (フィリピン)	セブ、マクタン島 (フィリピン)	ハノイ (ベトナム)	ホーチミン (ベトナム)	デリー (インド)	ボンベイ (インド)	コロンボ (スリランカ)	
資金	①	100~200	**200	160~220	130~150	40~95	50~120	120~200	160	43~68
	②	220~570	520~600	230~270	220~300	70~190	140~240	210~320	250	140~290
	③	410~1,100	860~1,120	310~700	410~1,080	**80~400	230~330	470~730	470	140~390
	④	2.0/D	2.9/D	5.7/D	4.7/D	35/M	35/M	1.72/D	1.96/D	39/M
土地・事務所	⑤	**60~66	7~10.9	3.6	4.1	3.5	1.8~2.25	**79	**157	**0.62
⑥	24	11.2	21.8	9.7	30~70	40	40.7	98.4	11~14	
賃料等	⑦	***2,500	840~1,400	2,150	585	3,170	4,500	2,210	***1,580	1,160
電話料金等	⑧	396	283	382	382	500	500	95	95	252
	⑨	13.6	28.1	22.9	22.9	6.2	6.2	6.0	6.0	1.6
	⑩	6.0	5.9	31.2	31.2	9.8	9.8	4.5	4.5	5.8
	⑪	2,020	1,160	820	820	1,130	1,130	***	****	***360
電気	⑫	****0.035~0.074	0.10~0.11	**0.98	0.99	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07
水道	⑬	※0.52	1.19	0.24	0.28	0.45	0.45	0.06	0.14	0.38
自動車	⑭	27,500	28,100	22,300	22,500	***36400	**36400	14,200	15,800	30,500
為替	⑮	2,273ルピア	2,273ルピア	25.64ペソ	25.64ペソ	11,000ドン	11,000ドン	31.69ルピー	31.69ルピー	51.58Sルピー
特記事項	⑯	94年6月に外資政策の大幅改正が発表され、①外資の全額出資が可能となったほか、②最低投資額の撤廃、③20年後の現地化条項(株式のマジョリティの現地移管)の撤廃が行われた。この結果、流通分野への外資参入禁止など一部を除き外資規制はほぼ全廃。	ワーカーの採用に際してバタム工業団地管理会社であるバタミンド社の便宜供与が受けられる。通常のワーカーの採用は2年契約。バタム島へは、シンガポールからフェリーで40分。島内工業団地へはフェリーターミナルから車で約25分。	大統領令第264号「工業製品の関税引き下げ法」が8月末より施行され、関税コード第25~97章に該当する工業製品原材料および完成品の関税率が2004年以降5%の単一税率になる。	マクタン輸出加工区(MEPZ)はマクタン国際空港およびセブ港に隣接しており輸出指向型企業にとって物流面でメリットがある。半面、企業の進出ラッシュによって輸出加工区の用地は飽和状態に近づいており、日系商社が工業団地の拡大を計画している。	土地使用補償に関するガイドライン(弘報95/5/1)工業団地の法的裏付け確定(弘報95/2/10)、土地使用権料賃料の引下げ(同95/2/9)投資手続き簡略化の法律施行(同95/2/8)、労働法施行(95/1/1)国営企業法制定、企業連合の動き(95/4)外国投資は重厚長大型に集中する傾向あり。政府も認可手続きの早さなどで誘致を展開。	投資制度、ハノイに同じ。法の施行はホーチミンの方が厳格とされる。外国投資の傾向としては、軽薄短小型ないしは国内産業を指向したものが多く、経済規模では、ホー市はハ市の約4倍と想定される。エンジニア、中間管理職クラスでは、繊維など一部の先行産業では、ジョブホッピングが問題になりつつある。台湾を中心とした華僑資本が進出。	デリー地区は耐久消費財に対する消費税が10%とインドで最も低率の地域の一つ。他州は概ね12~15%。	工業化促進のため93年施行の「MAHARA SHTRA'S 1993 PACKAGE SCHEME OF INCENTIVES」は、同州の未開発インフラに選出地域への投資について消費税の減免等をうたっている。	民族紛争、爆弾テロなど日本では暗いイメージが先行しているが低コストな労働力、まざまのインフラに選出企業の大部分が満足している。日本からの製造業の投資は93年以降拡大中。
注	**分譲価格 ***家具付き ****1kwh当りの電力使用料。ピーク時(18時~22時)とオフ・ピーク時(22時~18時)更に出力の違いにより料金体系が異なる。このほか、月別基本料金として使用電圧量に応じて1KVA当り1.80~2.53ドルが加算される。※中小企業の場合。大企業の場合は1.44ドル/m ² 。	**食事手当、医療費、住居、インドネシアからの往復旅費等含む。	**電気料金は他にジェネレーションチャージ(0.09ドル/kwh)があり。	**中間管理職で大きな差がでるのは同職の層が厚く、機能の幅が大きいことに起因する。 ***カローラ1800。	**カローラ1800。 **工業団地購入価格(デリーの南方約20km)。 ***携帯電話は調査時点(9月10日)では不認可。	**ボンベイ地区の代表的な新興工業団地であるANDHERIにおける一括払い購入価格。 ***保証金約47万ドル。 ****携帯電話は調査時点(9月10日)では不認可。	**99年リース。他に頭金として1エーカー当たり2万5,000ドル必要。 ***MOTOROLA-8800X本体価格。			

第2回

アジア主要都市・地域の 投資関連コスト比較

1996年2月調査

日本貿易振興機構

海外調査部

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性に知らされていても同様とします。

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (1996年2月現在)

通貨単位：米ドル

	台北 (台湾)	シンガポール (シンガポール)	バンコク (タイ)	クアラルンプール (マレーシア)	ジャカルタ (インドネシア)	バタム島 (インドネシア)	コロンボ (スリランカ)	
賃金	①	912~1,278	**632~984	160~310	190~310	91~166	**200	50~110
	②	1,280~1,820	**950~2,110	380~710	470~1,410	257~525	530~620	170~380
	③	2,190~2,920	**1,970~3,160	790~1,860	1,140~2,340	385~1,312	880~1,140	170~380
	④	**543/M	なし	5.7/D	なし	**2.0/D	2.97/D	**37/M
土地・事務所	⑤	***154	***168~210	**81.6	**210~230	***85	7~10.9	***0.62
	⑥	20~29	***48~72	18	25~29	24	11.2	***11~13
賃料等	⑦	1,387~1,643	2,810~3,160	2,180	1,250~1,750	2,600	***840~1,400	1,121
電話料金等	⑧	254	72	***266	***155~195	394	283	243
	⑨	2.2	9.0	4.0	13.6	14.0	***28.1	1.5
	⑩	5.0	4.6	5.1	6.3	6.0	6.0	5.5
	⑪	***730	※790	***1,090	***640	***1,177	※660	※346
電気・水道	⑫	※0.09/0.12	0.07	0.04	0.07	※0.035~0.074	0.10~0.11	0.07
	⑬	0.18~0.23	1.30	0.20	0.47	※0.5~1.4	1.19	0.36
自動車	⑭	16,429	※82,920	※28,300	※24,200	※32,700	※28,100	※29,400
為替	⑮	27.39元	1.423 Sドル	25.26パーツ	2.57リングギ	2,287ルピア	同左	53.53Sルビー
GNP/Capita	※12,469 (95)	※24,000 (95)	2,376 (94)	※4,027 (95)	840 (94)	同左	652 (94)	
外貨準備高	90,770	68,672	36,200	27,845	13,999	同左	2,088	
CPI上昇率	3.7	※5.4	5.8	3.5	8.64	同左	8.0	
賃金上昇率	6.6 (94)	※7.6	6.0 (93)	11.7	18.6	0.0 (バタム島)	※3.9	
失業率	1.8	2.7	2.5	2.8	3.1	同左	11.9	
法人税	25	◆27	30	30	30	同左	※35	
個人所得税	※40	30	37	30	30	同左	※35	
FDI (件数)	389⇒413	n.a.	n.a.	644⇒654	449⇒705	※66⇒80	259⇒221	
◇ (金額)	1,630⇒2,920	2,833⇒3,423	※5,849⇒16,267	4,412⇒3,558	23,724⇒35,845	n.a.	353.5⇒272.7	

註	<p>** 例年 8月1日改定 *** 分譲価格。 **** MOTOROLA ※ 6~9月0.12ドル、 10~5月0.09ドル。 ※ 推定値。94年は 11,604ドル。 ※ ** 6% (33万円 以下) ~40% (334 万元以上)。</p>	<p>** CPF20%を含まず。 *** 新規進出での借料。 奨励産業には優遇価 格も可。既存企業(優 遇業種)では14ドル。 **** INTERNATIONAL PLAZA HL BLDG. ※ モトローラ PCN。 ※ トヨタカローラ1600 cc。乗用車購入価格 はCOE (車輛購入権) 付きで個人使用(S ナンバー)の輸入車 価格。同車種で会社 用(Qナンバー)の 場合は11万6,450ドル。 ※ **20,000ドル(94) ※ **95年1~10月期 ※ **シンガポール大学 ◆ 97賦課年度(96 歴年所得に対して) から26%に引き下げ。</p>	<p>** 分譲価格。 (バンブー工業団地) *** 内訳: 供託金3000 パーツ, 工事費3700 パーツ。 **** ノキアデジタル 2140 ※ コロナ1600 cc ※ BOI承認ベース</p>	<p>** Shah Alam 分譲価格 *** 企業形態(有限, 株式)により2種の 保証金。 **** MOTOROLA TAC-2の本体価格。 その他デポジットと して約400ドル, 登 録料約40ドル。 ※ 乗用車は PROTON WIRA AUTO 1.5。 ※ 3,588ドル(94)</p>	<p>** ジャカルタ地域。 4月からは2.27ドル (5200ル)に引き 上げられる。 *** MM2100工業団地 の分譲価格。 **** MOTOROLA 8200 ※ 1kwh当りの電力 使用料。ピーク時(18 時~22時)とオフ・ピ ーク時(22時~18時) 更に出力の違いにより 料金体系が異なる。 このほか, 月別基本料 金として使用電圧量に 応じて1kVA当り1.80~ 2.53ドルが加算される。 ※ 中小企業(0.5ドル)と大企業(1.4ドル とで料率が異なる。 ※ ** カローラ 1600SE</p>	<p>** 労働者は「週40時間 で, 月額平均約200 ドル支給」という条 件の2年契約を結ぶ。 このパッケージには 基本給/各種ボーナス のほか, 食事手当て, 医療費, 住居, イン ドネシアからの往復 旅費等含む。 *** 3LDKサイズ。 2LDKサイズの場合 は560~840ドル。 **** IDD基本料金。 国内基本料金は5.6 ドル。 ※ MOTOROLA 8200 ※ トヨタカローラ 1600cc ※ ** 94.10.28 および 95.10.10時点</p>	<p>** 2000Sルビー *** 99年リース 他に頭金として 1ユーザー当たり 2万5,000ドル必要。 **** コロンボ中心部 ※ MOTOROLA 8800X ※ 日産サニー1400cc ※ ** 民間平均。中央政 府では8.9%。 ※ ** 96年4月1日以降 (附加金は同日より 廃止)。 ※ ** 96年4月1日以降 (附加金は同日より 廃止)。税率は最高 所得税率(24万ル 超の場合)。基礎控 除は10万ル。</p>
---	--	--	--	--	---	--	---

	台北 (台湾)	シンガポール (シンガポール)	バンコック (タイ)	クアラルンプール (マレーシア)	ジャカルタ (インドネシア)	バタム島 (インドネシア)	コロンボ (スリランカ)
特 記 事 項	⑩ 95年の華僑・外国人による対台湾投資は過去最高の29.3億ドルを記録。米国からの投資が最大となり、13億ドルで前年比299%増。日本からの投資は157件、投資額は5.7億ドルで2位。投資の中心業種は電子機器関連。	シンガポールでは産業構造の高度化のため、ハイテク企業(半導体関連等)の誘致や、R&Dに対する税制面での優遇措置を導入している。	地方への投資については、原材料など輸入関税や法人税の一定期間免除など、優遇措置を設けている。 また、タイ投資委員会(BOI)は第3地域の投資奨励業種に関し、国内販売比率による外資規制撤廃を決定(95/9/20付通商弘報参照)。 裾野参業(SI)の14業種については立地場所に関係なく一定期間の法人税免除などの恩典あり。 規制対象業種数の削減等を盛り込んだ外国企業規制法改正案が現在、政府部内で検討中。 BOIは、投資奨励を受けた業種を保護するため、ステンレス網のフラットロール製品および鉄・非合金U.I.H.形網について特別輸入課徴金を課すことを布告。	基準貸し出し金利は大手商業銀行メイバンクが8.3%、東京銀行が7.55%と上昇傾向にある。日系金融機関では東京銀行1行が現地法人を、他に12行が駐在員事務所を持ち、オフショア金融センターとなるラプアンにも支店を設立し95年4月以降駐在員を派遣する。 96年度予算には、貯蓄奨励、インフレ抑制策を盛り込んでいる。特に不動産投機には、①同譲渡益税の引き上げ、②25万リング以上の物件を外国人が取得する場合、10万リングの課徴金付加など措置を講じている。	94年6月に大幅な外資規制の緩和が実施され、 ①外資の全額出資が可能 ②最低投資額の撤廃 ③20年後の現地化条項(株式のマジョリティーの現地移管)が撤廃された。 この結果、流通分野への外資参入禁止など一部を除き外資規制はほぼ全廃。	バタム島中央部に位置し、シンガポール、インドネシア両国の共同開発の進むバタミンド工業団地では、現在、第3期(30ha)工事に着工。同工業団地への企業進出は近年急増。その理由としては、①シンガポールの物流、通信等の整備されたインフラ、国際調達機能の活用が可能なこと、②同工業団地での工場賃借、人材派遣、貨物輸送等の質の高いサービスが享受できることがあげられる。 フェリーで40分、島内工業団地へはフェリーターミナルから車で約25分。	民族紛争、爆弾テロなど日本では暗いイメージが先行しているが低コストな労働力、まずまずのインフラに、進出企業の大部分が満足している。 日本からの製造業の投資は93年以降拡大中。 100%外資で、英語力のある日本人がコントロールすることが望ましい。 経営スタイルは日本風でも大丈夫。
	⑪ 特になし	シンガポール(Sドル)については、借り手側には制限はないが、銀行側は、非居住者に対する貸し出しが500万Sドルまでに規制されている(Sドルの非国際化措置)。 500万Sドル以上の貸し出しを行うにはシンガポール金融庁(MAS)の承認を得る必要がある。	有効期限は1996年12月14日まで(95/12/27付通商弘報参照)。 特になし	リング建ての国内借入については60%以上を地場の指定8行から調達しなければならない。 (6:4規制)	外資企業については国立銀行からの借入が認められていない。外貨借入については実際の制限はない。	オフショア市場からの資金調達には規制がないため、ほとんどの日系企業はシンガポールから調達している。	BOI認可企業は特になし。海外/国内で借入できるが、国内借入は高金利(短期20%前後、中長期15%前後)であり、メリット少ない。94年3月にIMF8条国に移行しており、金融の自由化が進んでいる。
	⑫ 外資の出資比率が決められているのはリース業(50%以下)のみ。 投資禁止・規制業種は「華僑・外国人投資ネガティブリスト」を参照。	製造業、非製造業とも100%外資の進出可。但し、公共事業(交通、通信、マスコミ関連)への進出は制限。金融、保険業への進出は事前認可を要する。	総売上額の80%以上を輸出するプロジェクト又は、金型、シブ、鍛造、工作機械、表面処理等のSIプロジェクトはBOIの奨励認可を受けた場合は可能。また、第3ゾーンに立地するプロジェクトは原則的に可能。	製造業の場合、 ①製品の80%以上を輸出するプロジェクト、 ②ハイテク関連の認可プロジェクトは100%外資による進出が可能。 非製造業の場合、外資100%出資は原則として認められない。	一部業種を除き、100%外資による進出が可能。 電力、通信などインフラ8部門は外資95%(現地5%以上)までの合弁で進出可能。非製造業では流通など6業種で、外資参入が禁止されている。	89年10月、外資規制緩和がなされ、製造業において100%外資が認められた。 一方、非製造業については、流通などを除き、100%外資が認められている。	一部の事業活動を除き100%の外資が自動承認される。

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (1996年2月現在)

通貨単位：米ドル

	都市周辺	ソウル (韓国)	北京 (中国)	上海 (中国)	大連 (中国)	深圳 (中国)	香港 (香港)
賃金	①ワーカー(一般工職)	1,015~1,205	72~170	72~132	72~78	** 60~162	780~1,680
	②エンジニア(中堅技術者)	1,710~2,045	132~264	144~276	110~130	**120~298	1,140~3,340
	③中間管理職(部課長クラス)	2,720~3,100	300~600	192~444	180~360	**195~480	1,550~3,470
	④最低賃金	13.1/D,1.6/H	29/M	32.5/M	26/M	0.19/H	なし
土地・事務所	⑤工業団地購入or年借料(m ² 当り)	**1.86	**1.8~1.9	**40	**81	***13~35	**323
賃料等	⑥事務所賃料月額(m ² 当り)	39.5	56	69~75	***49	***13~15	70~98
	⑦駐在員住宅借上料	***3,870	***5,800	***5,400	****2,200	****360~540	3,880~4,530
電話	⑧電話架設料	321	603	601	636	585	78
	⑨電話基本料金月額	3.2	1.4	5.8	4.5	2.9	12.6
料金等	⑩国際通話料金(日本向け3分間)	3.9	6.5	6.5	6.5	5.3	3.1
	⑪携帯電話購入価格	2,100	1,200	***1,298	※1,471	1,200~1,600	***905
電気	⑫業務用電気料金(kwh当り)	****0.07~0.11	0.08	0.07	0.06	0.13	0.077
水道	⑬業務用水道料金(m ³ 当り)	※0.44/1.34	0.06	0.09	0.18	0.17	J.60
自動車	⑭乗用車購入価格(1500ccセダン)	※**11,200	20,600	※19,832	※*17,900	21,000	****21,300
為替	⑮現地通貨対ドルレート(1ドル)	778.9ウォン	8.32元	同左	同左	8.32元or7.73HKドル	7.73HKドル
経済指標	1人当りGNP	※***10,039(95)	530(94)	同左	同左	同左	※24,000(95)
	外貨準備高(95末,100万ドル)	32,678	73,500	同左	同左	同左	※*518
	消費者物価上昇率(95,%)	4.6	****17.3(北京)	18.7(上海)	17.1(中国)	17.1(中国)	※**8.2
	賃金上昇率(95推計,%)	15.5(94)	10.0	同左	同左	同左	※**8.4
	失業率(95推計)	2.0	3.0(中国)	2.7(上海)	2.9(大連)	3.0(中国)	※***3.6
	法人税(%)	※***脚注	※15~33	同左	同左	15	16.5
	個人所得税(最高税率%)	40	※*45	同左	同左	同左	15
	外国投資(94⇒95の認可件数)	423⇒867	※**1,522(北京95)	2,845(上海95)	1,073(大連95)	1,639(深圳95)	n.a.
	〃(同認可額,100万ドル)	1,317⇒1,953	※***2,740(北京95)	10,540(上海95)	2,233(大連95)	3,597(深圳95)	n.a.

註	1.工業団地や賃金などの情報は都市周辺部の特定工業団地および企業の例。	**天安外国人企業専用団地借料。 ***駐在員住宅は通常2年契約一括前払い	**工業団地借料は50年契約(北京経済技術開発区)。 ***北京市内中心街。 ***北京(全国では14.8%) ※企業所得税30%に加え、地方税3%。	**分譲価格(50年契約)。 ***上海商城。 ***MOTOROLA 8200C ※国産車(サンタナ普通型 1800CC)輸入車(アウディ 2200cc)は57,692ドル。	**大連日本工業団地分譲価格(50年契約) ***大連市内(96年10月完成予定)。 ***大連市内マンション(55m ²)。 ※ノキア。 ※サンタナS1500cc	**主に基本給。 ***建物付き、事務所兼ねる。 ***工業団地内。サイズは150m ² 。	**分譲価格 ***ERICSSON ***COROLLA GLI ※21,800ドル(1994年) ※*95年9月現在。 ※**95年11月現在。 ※***香港人力資源管理学会による96年1月の賃上げ幅。 ※****8~10月期。
	2.賃金は中小規模日系製造業5社程度の平均給与、賃金は月額給与(賞与、諸手当込み)。	****4~6月,9月は0.072ドル,7~8月は0.076ドル。このほか、月別基本料金として5.80ドル。	※企業所得税30%に加え、地方税3%。経済特区・経済技術開発区の生産型外資系企業の場合は15%。				
	3.最低賃金は、/M:1ヵ月当り、/D:1日当り、/H:1時間当り	※1種(4階建て以下のビルで業務)0.44ドル。2種(5階建て以上)1.34ドル。	経済特区・経済技術開発区の市街地の生産型外資系企業の場合は24%。				
	4.都心アパートメント(2ベッドルームタイプ)	※**大字シエロRX	沿海経済開発開放区・経済特区・技術開発区の市街地の生産型外資系企業の場合は24%。				
	5.乗用車は国産若しくは現地組立車。	※***94年は8,220ドル ※**課税所得が1億ウォン未満の場合:18%					
	6.経済指標は、特に断わりのない限り、全国レベルの数値。	1億ウォン以上の場合:1800万ウォン+1億ウォンを越えた部分について30%。	※*5~45%までの超過累進課税。但し、97年1月1日より個人所得税法が大幅に改定。これに伴い最高課税率は引き下げの予定(96.2.27.中国国家税务总局長発表)。 ※**中国全体では、47,549件(94)⇒37,126件(95) ※***中国全体では、82,680百万ドル(94)⇒90,288百万ドル(95)				

	ソウル (韓国)	北京 (中国)	上海 (中国)	大連 (中国)	深圳 (中国)	香港 (香港)
特 記 事 項	<p>⑩コメント： 投資優遇措置・業種 制度の変更 各地の特殊事情など</p>	<p>高度技術を伴う外国投資に対して、法人税を事業開始年度とその後の3年間免除、さらにその後の2年間は50%減免など。 外国人専用工業団地(光州、天安)内の外資系企業および年間3,000ドル以上の輸入があった品目(HS10桁基準)を製造する外資系企業に対しては、輸入先多角化制度(事実上の対日輸入禁止)を適用せず。</p>	<p>95年5月1日より週休2日制実施。 6月27日「外国企業投資方向の指導に関する暫定規定」及び「外国企業投資産業目録」を公布。奨励、制限、禁止各領域の詳細な業種別リストを公表。 外資に対する要求は高度化の傾向。 96年4月1日以降、投資総額範囲内での機械設備や原材料の輸入に関する免税措置が撤廃される。ただし、3,000万ドル以上の投資案件については期限付きで猶予措置あり(通商広報96/1/9付参照)。今後は徐々に外資系企業への優遇措置を見直し、内国民待遇を与えていく方向。一方、輸入関税の引き下げが同時に実行され、平均税率は23%の水準になる。</p>	<p>水を大量使用する投資案件は限定的。 瀋陽-大連間の高速道路沿いにある「工業小区」は、開発区などとはほぼ同様な優遇措置が得られるが、人件費、付帯コスト費は70~80%。 11月末からテストされていた、委託加工にかかる輸入原材料についての銀行保証金台帳制度は、96年中に全国実施される予定。</p>	<p>深圳地域は、製造業では委託生産方式による進出が主流を占めており、三資企業とは異なり、福利厚生費が少ないことが特徴。また、労働者のほとんどは出稼ぎ者であり寮生活。さらに、深圳市の経済特区の内と外は境界線がありヒトの移動が制限されているため特区内外で人件費等において差がある。</p>	<p>外資系企業に限らず民間企業のすべての活動について、自由放任政策がとられている。法人所得税は一律16.5%。個人所得税は最高15%。 事業活動上で償却引当などが認められる対象として、 ①工業用建築物、 ②商業用建築物、 ③機械設備 (0.75~30%)がある。 輸入関税はすべて免税であるが、一部アルコール飲料、タバコ、ガソリン・軽油類(自動車、飛行機用)について消費税が課せられる。</p>
	<p>⑪資金調達に関する規制</p>	<p>資本市場・金融市場からの資金調達は可能。実行に際しては監督官庁(財政経済院)の許が必要になる。</p>	<p>人民元融資の総量規制が継続して実施されているため、人民元を国内銀行から借り入れる場合にその影響が及ぶ。また、外貨調整センターでの外貨調達も市場の動向に大きく左右されやすい。</p>			<p>法律上の規制はなし</p>
	<p>⑫100%外資による進出の可能性</p>	<p>外資非対象業種、制限業種など投資不認可業種が規定されている。それ以外は、一部条件付きのものとして届け出だけで100%外資による投資が可能なものがある。</p>	<p>95年6月公布の「外国企業投資産業指導目録」により、100%外資での進出が認められていない産業分野が規定されている(インフラ関連、不動産、サービスの一部、流通など)上記以外の分野については可能性有り。</p>			<p>法律上の制限はなし</p>

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (1996年2月現在)

通貨単位：米ドル

		マニラ (フィリピン)	セブ (フィリピン)	ハノイ (ベトナム)	ホーチミン (ベトナム)	デリー (インド)	ボンベイ (インド)	神奈川県 (日本)
賃金	①	**149~305	134~153	60~95	60~140	100~180	90~140	**3,096
	②	**248~382	229~764	90~190	180~270	240~280	190~230	**4,293~5,194
	③	**916~1,642	382~955	150~400	270~530	550~690	430~570	**5,349~6,610
	④	***5.5/D	**5.0/D	**50/M	同左	**1.50/D	**1.63/D	なし
土地・事務所	⑤	5.4	4.6	3.5	2.25	***69	***157	***1,804
	⑥	21.4	9.5	52	40	35.5	91.4	***44~57
賃料等	⑦	2,100	570	3,170	4,200	2,200	4,600	※3,990~6,650
電話料金等	⑧	183	183	500	950	83	86	712
	⑨	23.9	23.9	20.0	20.0	5.2	10.9	28.0
	⑩	4.3	***2.7	9.9	9.9	4.0	5.4	※*6.7
	⑪	***572	***572	***900	**900	***727	***1,000	380~475
電気・水道	⑫	※0.09	※0.074	0.07~0.08	0.07~0.08	0.07	0.08	0.21
	⑬	0.24	0.28	0.50	0.30	0.06	0.12	※*0.23/0.38
自動車	⑭	※*19,740	※*20,120	***45,000	***41,000	※12,400	※14,300	※***15,000
為替	⑮	26.19ペソ	同左	11,000ドン	同左	※*36.29ルピー	同左	105.28円
GNP/Capta		960 (94)	同左	190 (94)	同左	280 (94)	同左	36,815 (94)
外貨準備高		6,995(94)	同左	1,300 (95年10月)	同左	23,800	同左	182,820
CPI上昇率		※**7.7	※**7.5	12.7	同左	※**9.7	同左	△0.1
賃金上昇率		※***16	同左	※19.2	同左	※***30 (民間)	同左	1.4 (95.10)
失業率		※***8.8	同左	※*7.2	***6.2	n.a.	n.a.	3.2
法人税		35	同左	※**25	同左	※***55	同左	49.98
個人所得税		35	同左	50	同左	◆ (脚注)	同左	50
FDI (件数)		n.a.	n.a.	340⇒287(1~11月)	同左	1,062⇒1,355	同左	1,135 (94年度)
◇ (金額)		2,358.5⇒1,836.8	同左	3,721.7⇒5,693.1(◇)	同左	◆*4,518⇒9,710	同左	4,155 (94年度)

注	マニラ	セブ	ハノイ	ホーチミン	デリー	ボンベイ	神奈川県
	<p>**前回とは調査企業(5社)が異なる。 ***マニラ首都圏。ラグナ・カビテ州は5.3米ドル/D。 ***スマートエグゼクティブN-232。 ※但し、使用料金。この他基本料金(0.98ドル/kw/月)が掛かる。また、工業団地や地域によって異なる。 ※*シビック1.5 LXI '96。 ※**95年1~10月のマニラ首都圏における平均上昇率。 ※***政府統計がないため、CRG社(スイス)発表の統計を利用。 ※****95年7月。</p>	<p>**96年1月1日より。 ***マクタン輸出加工区における料金。 ***スマートエグゼクティブN-232。 ※但し、使用料金。この他基本料金(0.84~0.97ドル/kw/月)が掛かる。 ※*シビック1.5 LXI '96。 ※**95年1~10月平均(但し、マニラ首都圏以外としての統計)</p>	<p>**96年4月1日から実施(それまでは35ドル/M)。 ***MOTOROLA 8200 ***トヨタカローラ1600cc(関税を含む) ※ベトナムでは賃金上昇率の政府統計がないため、CRG社(スイス)発表の統計を利用。 ※*ハノイ地区 ※**外国投資法により現行の外資系企業の法人税率は25%(標準税率)。 ただし、この中で特定のプロジェクトについては1年間の免税およびその後最長2年間の法人税減免が可能。</p>	<p>**MOTOROLA 8200 ***トヨタカローラ1600cc(関税を含む) ***ホーチミン地区</p>	<p>**94年8月改定。 ***分譲価格(デリーの南方約20km)。 ***MOTOROLA ※MULTI SUZUKI ESTEEM 1300CC ※*前回(95年9月)時点より14.5%下落。 ※**デリー地区。 ※***政府は10~11%。 ※****外国法人の場合。内国法人の場合は、40%(実効46%)。 ◆所得12万ルピーを超⇒2万3,000ルピー+12万ルピー-超過分に対し40%。 ◆*94年度(94.4-95.3)のドル換算レートは31.4ルピー(年平均)、95年度(95.4-96.1)は33.03ルピー(同)を適用。</p>	<p>**95年7月改定。 ***分譲価格(タロージャ工業団地)。 ***MAX TOUCH。 ※MULTI SUZUKI ESTEEM 1300CC DCM CIELLO(韓国大宇J/V)1500ccは1万7,900米ドル。</p>	<p>**平成6年職種別民間給与実態調査(横須賀)。 ***工業用地分譲推定価格(平成6年9月30日現在工場適地調査資料)。 ***関内、横浜西口、新横浜地区の平均賃料。 ※横浜の平均的外国人向けアパート(約215㎡)の賃料。 ※*東京⇒シンガポールへ平日昼間3分間国際電話した場合。 ※**横浜市/川崎市横浜市工業用水料金は96.1.1付で24円/㎡に、川崎市は95.10.1から40.5円/㎡に改正。 ※***トヨタカローラ1500cc</p>

	マニラ (フィリピン)	セブ, マクタン島 (フィリピン)	ハノイ (ベトナム)	ホーチミン (ベトナム)	デリー (インド)	ボンベイ (インド)	神奈川県 (日本)
特 記 事 項	<p>⑬ 大統領令第264号「工業製品の関税引き下げ法」(95年8月末より施行)により、関税コード第25～97章に該当する工業製品原材料および完成品の関税率が2004年以降5%の単一税率になる。</p> <p>マニラ首都圏の賃金査定委員会は96年1月16日、同首都圏の最低賃金を現行の1日145ペソから165ペソに引き上げることを決定した(首都圏賃金法第4号)。最低賃金は2段階に分け、2月2日に16ペソ、5月1日に4ペソ引き上げられる。対象者は、首都圏内の法人に雇用される従業員で、メードや個人雇用の運転手、従業員10人以下および資本金25万ペソ以下の事業体、生産品の半分以上を輸出する企業は適用除外となる。</p>	<p>マクタン輸出加工区(MEPZ)はマクタン国際空港およびセブ港に隣接しており輸出指向型企業にとって物流面でのメリットがある。半面、企業の進出ラッシュによって輸出加工区の用地は飽和状態に近づいており、日系商社が工業団地の拡張を実施している。</p> <p>セブもマニラ首都圏に先駆け、96年1月1日から最低賃金の改定が行われた。以前は1日120.73ペソであったが、1月1日10ペソ、7月1日5ペソ、10月1日5ペソの3段階に分け、合計20ペソ引き上げられる。対象者はマニラ首都圏に同じ。</p>	<p>外国投資は重工業に集中する傾向あり。政府も認可手続きの早さなどで誘致を展開。</p> <p>95年8月、ホテル、アパート、事務所について小規模投資は認めない方針を打ち出した。</p> <p>95年9月、土地管理総局は、貸借手続きについての詳細を発表。</p> <p>95年10月、国家計画委員会(SPC)と国家投資委員会の統合が決定され、11月から計画投資省(MPI)が新設された。</p> <p>輸出加工区が工業団地に転換するための指針を発表。</p> <p>外資企業による中古設備の輸入に関する規制を発表。</p> <p>外資企業の免税輸入についての細則を発表。</p> <p>96年1月、ASEAN加盟(CEPTの実効)により輸入税の引き下げを実施。</p>	<p>投資制度、ハノイに同じ。法の施行はホーチミンの方が厳格とされる。外国投資の傾向としては、軽工業型ないしは国内産業を指向したものが多。経済規模では、ホーチミン市はハノイ市の約4倍と想定される。</p> <p>エンジニア、中間管理職クラスでは、繊維など一部の先行産業では、ジョブホッピングが問題になりつつある。</p> <p>台湾を中心とした華僑資本が進出。</p> <p>95年9月、ホーチミン人民委員会は同市の土地に対しての土地賃貸料を具体的に定めた規則を発表。</p>	<p>デリー地区は耐久消費財に対する消費税が10%とインドで最も低率の地域の一つ。</p> <p>他州は概ね12～15%。</p> <p>経済自由化開始の91年から95年10月の間、コンピュータソフトウェアの対印投資でデリー地区は全インドの30%を占めている。これはデリー地区の技術能力の高さを物語るひとつの材料である。</p> <p>デリーでの耐久消費財の売れ行きは好調。乗用車保持台数は各大都市を含む全インドで最多。</p> <p>中間層の伸長による消費の伸び、民間投資意欲の旺盛さなどから96年のGDP実質成長率は6%台を維持する見通し。但し、一方でその鍵を握るのは天候と農業生産の如何であるインド経済の体質に変化はない。</p>	<p>マハラシュトラ州政府は「MAHARASHTRA'S 1993 PACKAGE SCHEME OF INCENTIVES」を93年より施行。同州の優先業種として、アグロ・インダストリー(園芸作物含む)、電子機器、コンピュータ・ソフトウェア、プラスチック、化学、鉄鋼製品などをあげ、特に産業インフラ投資は税制面で優遇する、としている。</p>	<p>日本では、外国企業の対日投資支援として、①特定対内投資事業者(設立後5年以内<96年4月1日からは8年以内に緩和>で外資比率1/3超の企業)に対する優遇税制(設立後3年以内<96年4月1日からは5年以内に緩和>に生じた欠損金の繰越期間を5年から10年に延長)、②産業基盤整備基金による特定対内投資事業者への債務保証制度、③日本開発銀行による、外国企業および外資比率50%以上の外資系企業に対する低利融資制度</p> <p>神奈川県においては、県レベルの立地企業に対する助成措置は存在しないが、市町村レベルにおいては立地企業に対する税制上の助成措置、補助金・融資・奨学助成措置が用意されている場合がある。</p>
	<p>⑭ 公募を行う場合には、証券取引委員会(SEC)への届け出が必要。</p>		<p>現地銀行からの借入は制度上問題はないものの、資金供給が乏しいため実際には困難。海外から直接借入る場合にはベトナム大蔵省の認可が必要となる。</p>		<p>特になし。資本金を公開株式発行で手当することが多い。株式公募については、SEBI(インド証券取引管理委員会)が出した92/5/29付大統領令第9号に基づき作成されたガイドラインがある。</p>		<p>特に無し。</p>
	<p>⑮ ネガティブリストにより、憲法及び国有化法により規制されている事業(リストA)および防衛関連事業、国民の健康および公序良俗を損なう恐れのある事業、払い込み資本金額が50万ドル未満の輸出企業(リストB)は外資の参入を禁止もしくは規制している。</p>		<p>外資法上は100%の進出も可能だが、土地賃貸が困難なため、独資の場合はEPZ(輸出加工区)、IZ(工業団地)への進出となる。また、ベトナム政府の方針として技術移転を奨励することから合併を促進する。</p>		<p>製造業:EPZ(輸出加工区)、EOU(100%輸出志向型)は100%まで認可。これ以外には工業省の個別審査を受けケースバイケースで100%認可を得られる。</p>		<p>問題ない。</p>

第3回

アジア主要都市・地域の 投資関連コスト比較

1996年6月調査

日本貿易振興機構

海外調査部

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性に知らされていても同様とします。

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (1996年5~6月)

通貨単位：米ドル

	都市周辺	ソウル (韓国)	北京 (中国)	上海 (中国)	大連 (中国)	深・ (中国)	香港 (香港)
賃金	①ワーカー(一般工職)	1,130~1,400	72~170	90~160	70~140	70~160	820~1,800
	②エンジニア(中堅技術者)	2,100~2,200	130~260	120~230	130~170	140~300	1,200~3,400
	③中間管理職(部長クラス)	2,800~3,100	300~600	150~390	230~330	200~590	1,600~3,600
	④最低賃金	13.2/日, 1.65/時間 *1	29/月	32.5/月	26/月	特区内48/月 特区内外37/月 *1	なし
地価・ 事務所 賃料等	⑤工業団地(土地)購入価格(m ² 当り)	200 *2	1.8~1.9 *1	40 *1	73 *1	42 *2	349
	⑥事務所賃料月額(m ² 当り)	40 *3	56	69~75	49 *2	13 *3	70~98
電話 料金等	⑦駐在員用住宅借上料	3,890 *4	5,800 *2	5,400 *2	2,200 *3	168~660	2,585~3,231
	⑧電話架設料	324	603	600	636	576	78
	⑨電話基本料金月額	32.4	1.4	5.8	4.5	3.2	12.7
	⑩国際通話料金(日本向け3分間)	3.7 *5	6.5	6.5	6.5	6.6	3.1
電気・ 水道	⑪携帯電話購入価格	1,040 *6	1,200	1,300 *3	1,471 *4	1,170~1,700	905 *1
	⑫業務用電気料金(kwh当り)	0.07~0.08 *7	0.098	0.08	0.06	0.12	0.082
自動車	⑬業務用水道料金(・当り)	0.44/1.34 *8	0.06	0.09	0.18	0.16~0.26	0.60
為替	⑭乗用車購入価格(1500ccセダン)	11,000 *9	20,600	16,447 *4	17,900 *5	19,200	22,727 *2
経済 指標	⑮現地通貨対ドルレート(1ドル)	771.90ウォン	8.33元	同左	同左	同左	7,737HKドル
	1人当りGDP(95年)	10,073	584	2,267 *5	584	同左	23,200 *3
	外貨準備高(95末, 100万ドル)	32,678	75,377	同左	同左	同左	57,200 *4
	消費者物価上昇率(95年, %)	4.5	17.3(北京) *3	18.7(上海)	14.8(中国)	同左	8.7 *5
	賃金上昇率(95年, %)	13.7 *10	10.0	5.2 *6	同左	同左	8.4 *6
	失業率(95年, %)	2.0	2.9(中国)	2.7(上海)	2.9(大連)	2.9(中国)	3.2 *7
	法人税(標準税率, %)	18~30 *11	15~33 *4	同左	同左	15.0	16.5
	個人所得税(最高税率, %)	40	45 *5	同左	同左	同左	15.0
	外国投資(94年→95年の認可件数)	423→867	1,522(北京, 95年) *6	2,845(上海, 95年)	1,073(大連, 95年)	1,639(深・, 95年)	n. a.
	“(同認可額, 100万ドル)	1,317→1,953	2,740(北京, 95年) *7	10,540(上海, 95年)	2,233(大連, 95年)	3,597(深・, 95年)	n. a.

註	1. 工業団地や賃金などの情報は都市周辺部の特定工業団地および企業の例	*1 1995.9.1 *2 天安外国人企業専用団地。年借料は1.88ドル/m ²	*1 50年使用権(北京経済技術開発区) *2 北京市内中心街 *3 北京(全国では14.8%) *4 企業所得税30%に加え、地方税3% 経済特区・経済技術開発区の生産型外資系企業の場合は15% 沿海経済開発開放区・経済特区・技術開発区の市街地の生産型外資系企業の場合は24%	*1 50年使用権 *2 上海商城 *3 MOTOROLA 8200 *4 国産車(サンタナ普通型 1800CC)輸入車(アウディ 2600cc)は55,222ドル *5 上海市の一人当りGDP ジェトロ上海事務所にて試算 *6 上海市の職工の賃金	*1 大連日本工業団地50年間の使用権(8,000円/m ²) *2 大連市内(96年10月完成予定) *3 大連市内マンション(55m ²) *4 ノキア *5 サンタナS1500cc	*1 96年6月 経済特区内と特区外で別れている *2 平米当り年借料(建物付)。 深・市布吉鎮。 経済特区内と特区外で異なる。工場用地は特区外、事務所は特区内、駐在員住宅は両方 深・市は、経済特区と特区外に分かれている。最新の傾向は、サービス産業化が進みつつあり、事務所は特区内にあるが、工場は徐々に特区外に移りつつある *3 蛇口金融センター	*1 ERICSSON *2 加-テレコム GLI 96年3月6日修正、見込み値 *3 96年予想値は25,500ドル *4 59,800百万ドル(96年3月) *5 6.6%(96年2月) *6 香港人力資源管理学会による96年1月の賃上げ幅 *7 3.3%(96年4月)
	2. 賃金は中小規模日系製造業5社程度の平均給与、賃金は月額給与(賞与、諸手当込み)	*3 プレスセンター *4 竜山区西永廣洞別に保証金13,000米ドル	*5 最初1分間1.5ドル、1分増すごとに1.1ドル	*6 中国全体では、47,549件(94)→37,126件(95) *7 中国全体では、82,680百万ドル(94)→90,288百万ドル(95) 但し、契約ベース			
	3. 駐在員住宅は都心アパートメント(2ベッドルームタイプ)	*5 最初1分間1.5ドル、1分増すごとに1.1ドル					
	4. 乗用車は国産若しくは現地組立車	*6 三星電子 *7 この他月額基本料金として5.8ドル					
	5. 経済指標は、特に断わりのない限り、全国レベルの数値	*8 1種(4階建て以下のビル)0.44ドル。 2種(5階建て以上)1.34ドル。					
	6. 為替レートは96年5月15日現在	*9 大宇シエロRX					
	7. 外貨準備高はIMF、IFS及び各自統計を使用	*10 1996年第1四半期における前年同期比(全産業)					
	8. 外国為替は96年5月15日現在のインター・バンク・レート	*11 課税所得が1億円未満の場合：18%。1億円以上の場合：1800万ウォン+1億ウォンを越えた部分について30%					

JETRO 海外調査部 アジア大洋州課

		ソウル (韓国)	北京 (中国)	上海 (中国)	大連 (中国)	深・ (中国)	香港 (香港)
特 記 事 項	⑩コメント： 投資優遇措置・業種 制度の変更 各地の特殊事情など	高度技術を伴う外国投資に対して、法人税を事業開始年度とその後の3年間免除、さらにその後の2年間は50%減免など。 外国人専用工業団地（光州，天安）内の外資系企業および年間3,000万ドル以上の輸入があった品目（HS10桁基準）を製造する外資系企業に対しては、輸入先多角化制度（事実上の対日輸入禁止）を適用せず。 96年5月現在外国人投資対象総1148業種中120業種に対する外国人投資を制限している。自由化率は、95.1%で2000年1月には97.5%になる予定。 96年10月1日から商法が改正、4年ぶり。今回の改正では商法による文書作成の場合、従前では記名、捺印を要したがこれからは記名、捺印と署名を選択的に使用することができる等。	95年5月1日より週休2日制実施。 6月27日「外国企業投資方向の指導に関する暫定規定」及び「外国企業投資産業目録」を公布。奨励、制限、禁止各領域の詳細な業種別リストを公表。 外資に対する要求は高度化の傾向。 96年4月1日以降、投資総額範囲内での機械設備や原材料の輸入に関する免税措置が撤廃される。ただし、3,000万ドル以上の投資案件については期限付きで猶予措置あり（通商広報96/1/9付参照）。 今後は徐々に外資系企業への優遇措置を見直し、内国民待遇を与えていく方向。 一方、輸入関税の引き下げが相次いで行われ、平均税率は23%の水準になっている。	95.9.18 浦東新区に対する新優遇政策を発表。外資系銀行の人民元業務は、浦東に進出している。外銀を優先するなど、5項目。 96.4.1 機械設備輸入等に関する免税措置廃止。 96.4.1 4,962品目を対象とした輸入関税率の引き下げ実施。 昨年11月から一部地域で試験的に実施されていた「委託加工にかかる輸入原材料についての保証金台帳制度」については、96.7から、正式に実施。	水を大量使用する投資案件は限定的。 瀋陽一大連間の高速度道路沿いにある「工業小区」は、開発区などとほぼ同様な優遇措置が得られるが、人件費、付帯コスト費は70～80%。	深・地域は、製造業では委託生産方式による進出が主流を占めており、三資企業とは異なり、福利厚生費が少ないことが特徴。また、労働者のほとんどは出稼ぎ者であり寮生活。さらに、深・市の経済特区の内と外は境界線がありヒトの移動が制限されているため特区内外で人件費等において差がある。	外資系企業に限らず民間企業すべての活動について、自由放任政策がとられている。 金融面では香港ドルが米ドルにリンクするペッグ制（擬似固定相場制）が採用されている。 法人所得税は一律16.5%。個人所得税は最高15%。 事業活動上で償却引当などが認められる対象として、 ①工業用建築物、 ②商業用建築物、 ③機械設備（0.75～30%）がある。 輸入関税はすべて免税であるが、一部アルコール飲料、タバコ、ガソリン・軽油類（自動車、飛行機等用）について消費税が課せられる。
	⑪資金調達に関する規制	製造業の機械設備の場合、外貨資金借入れが許容されるがそれ以外は極めて制限されている。 海外における資金調達は不可能で米ドルが一般的。外貨借入れについても制限がある。 海外の本店間での貸借は認められていない。	人民元融資の総量規制が継続して実施されているため、人民元を国内銀行から借り入れる場合にその影響が及ぶ。また、外貨調整センターでの外貨調達も市場の動向に大きく左右されやすい。				法律上の規制はなし
	⑫100%外資による進出の可能性	外資非対象業種、制限業種など投資不認可業種が規定されている。それ以外は、一部条件付きのものとして届け出だけで100%外資による投資が可能なものがある。	95年6月公布の「外国企業投資産業指導目録」により、100%外資での進出が認められていない産業分野が規定されている（インフラ関連、不動産、サービスの一部、流通など）上記以外の分野については可能性有り。				法律上の制限はなし

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (1996年5～6月)

通貨単位：米ドル

		台北 (台湾)	シンガポール (シンガポール)	バンコク (タイ)	クアラルンプール (マレーシア)	ジャカルタ (インドネシア)	バタム島 (インドネシア)	コロンボ (スリランカ)
賃金	①	960～1,400	680～1,400 *1	150～320	200～350	100～120	170～200	50～110
	②	1,400～1,800	960～2,600 *1	380～660	480～1,410	280～560	290～860	170～460
	③	2,200～2,900	1,990～3,900 *1	790～2,200	1,180～2,800	430～1,400	860～2,800	170～460
	④	547/M *1	なし	5.7/日 *1	なし	2.2/日 *1	3.16/日 *1	37/月 *1
地価・事務所賃料等	⑤	156 *2	13.2～24.8 *2	87 *2	174～260 *1	90 *2	85～132 *2	0.62 *2
	⑥	20～29	51.2～71.0 *3	18 *3	20～26 *2	25 *3	11 *3	11～13 *3
電話料金等	⑦	1,400～1,650	2,850～3,200 *4	2,180 *4	1,540～1,940 *3	2,600 *4	850～1,420 *4	1,100～1,470 *4
	⑧	255	73	265 *5	161～202 *4	386	216	239 *5
	⑨	2.2 *3	9.2	3.96 *6	12.5 *4	13.0	21.5 *5	1.5
	⑩	5.0 *4	4.05 *5	5.1	6.5 *4	6.0	5.9	5.2
電気・水道	⑪	740 *5	640 *6	1,250 *7	550 *5	1,155 *5	645 *6	340 *6
	⑫	0.12/0.09 *6	0.0657 *7	0.04	0.08	0.035～0.074 *6	0.10～0.11	0.07
自動車	⑬	0.18～0.23	0.86	0.24	0.48	0.5/1.4 *7	1.21	0.46
為替	⑭	16,500	86,800 *8	20,900 *8	22,000 *6	32,100 *8	29,400 *7	29,000 *7
	⑮	27.20台湾元	1.406 Sドル	25.275バーツ	2.477リングギ	2.329ルピア	2.329ルピア	53.53Sルピー
GDP/Capta名目 (95)		12,490	28,024	2,704	4,027	1,023	同左	709
外貨準備高 (95末)		90,310	68,695	35,982	23,774	13,708	同左	2,571
CPI上昇率 (95)		3.7 *7	1.7	5.8	3.5 *7	8.6	同左	8.0
賃金上昇率 (〃)		6.6 (94)	6.7	6.9	11.7	18.6	n.a.	3.9 *8
失業率 (〃)		2.1 *8	2.7	2.6	2.8	3.1	同左	11.9
法人税 (〃)		25	26 *9	30	30	30	30	35 *9
個人所得税 (〃)		40 *9	28 *9	37	30	30	同左	35 *10
F D I (件数)		389→413	n.a.	507→615 *9	644→654 *8	449→799	80→82 *8	293→224 *11
〃 (金額)		1,631→2,925	4.327→4,852 *10	5,875→16,489 *9	4,578→3,691 *8	23,724→39,915	n.a.	379→268 *11

註							
	*1 例年8月1日改定	*1 中央積立金 (CPF) の20%分を含まず	*1 1995.7.1	*1 Shah Alam工業団地	*1 ジャカルタ地区	*1 1996年4月1日	*1 1994年11月より
	*2 和平工業団地	*2 土地年借料 (ジェロン工業団地)	*2 バンブー工業団地	*2 Menara IMC	*2 MM2100工業団地の分譲価格	*2 ハタミンド工業団地	*2 B01は共通
	*3 通話料3分1元	*3 INTERNATIONAL	*3 キハニットBldg. シーム	*3 Mt. Kara	*3 Summitmas	*3 同工業団地内ビル	*3 コロンボ中心部
	*4 24時～7時は110元 (4ドル)	*4 PLAZA HL BLDG.	*4 ミトマンション	*4 diposit.	*4 Kings Gate	*4 ナゴヤタウン内	*4 アパートはほとんどない
	*5 モトローラ、6.5元/分 移動電話基本料金 月400元	*5 796年4月1日より 1分間2.2→1.9Sドルへ引き下げ	*5 内訳：供託金3,000 工事費3,700	*5 Motorola Ultralite	*5 MOTOROLA 8200	*5 IDD基本料金。国内	*5 コロンボ圏の価格
	*6 暑料金/通常期料金	*6 モトローラ PCN	*6 プッシュ式電話	*6 乗用車は PROTON WIRA	*6 1kwh当りの電力	*6 MOTOROLA 8200	*6 MOTOROLA-8800X
	*7 96年第1四半期は3.0%	*7 ピーク時 (7:00～23:00) は0.0657ドル、オフピーク時 (23:00～7:00) は0.0584ドル	*7 器レンタル	*7 AUTO 1.5	*7 使用料。ピーク時 (18時～22時) とオフピーク時 (22時～18時) 更に出力の違いにより	*7 トヨタカローラ オートマ1600cc	*7 日産サニー1400cc
	*8 96年第1四半期 95年は1.8%	*8 トヨタカローラ・オートマ 1600cc。乗用車購入 価格はCOE (車輛購入権) 付きで個人使用 (Sナバ) の輸入車 価格は同車種で会社用 (Qナバ) の場合は12万2,122ドル	*8 トヨタカローラ・オートマ 1.5GXI	*8 96年上半期 (95年同期比) も3.5%	*8 料金体系が異なる。このほか、月別基本料金として使用電圧量に応じて1KVA当り1.80～2.53ドルが加算される	*8 96.5.9時点	*8 民間平均 中央政府では8.9%
	*9 334万台湾元以上の場合	*9 97賦課年度 (96歴年所得に対して)	*9 申請ベース	*8 マレーシア工業 開発庁 (MIDA) による 製造業認可ベース	*8 中小企業 (0.5ドル) と大企業 (1.4ドル) とで料率が異なる	*8 バタム島内のハタミンド工業団地への企業 進出件数 (金額は不明)	*9 96年4月1日 以降 (附加金は同日より廃止)
		*10 シンガポール経済 開発庁 (EDB) による 製造業認可額					*10 96年4月1日以降 (附加金は同日より廃止)。税率は最高 所得税率 (24万ルピー 超の場合)。基礎控除は10万ルピー
							*11 B01認可ベース

JETRO 海外調査部 アジア大洋州課

	台北 (台湾)	シンガポール (シンガポール)	バンコク (タイ)	クアラルンプール (マレーシア)	ジャカルタ (インドネシア)	バタム島 (インドネシア)	コロンボ (スリランカ)
特 記 事 項	⑯ 現地法人は、会社法、外国人投資条約または輸出加工区・科学工業園区内設立による3進出形態があり、それぞれの法令により認可手続きや送金、利益配当、ビザ取得など異なった取り扱いをうける。「産業高度化促進条例」により、重要科技、重要投資に該当する事業について、5年間の営利事業税の免税等の優遇措置がある。	96年3月14日に発表された96年度税制改正の中で、新たな投資優遇措置として、開発及び拡張のための優遇措置を導入。同措置は、シンガポールにおいて高付加価値生産活動に従事する企業に対するもので認可企業は96年1月1日以降に高付加価値生産活動にかかわる事業からの稼得所得に対して最低10%の優遇税制を適用する(最長10年間)。	裾野参業(SI)の14業種については一定期間の法人税免除などの恩典あり。BOIは、投資奨励を受けた業種を保護するため、ステンレス網のフラットロール製品および鉄・非合金U.I.H.形網について特別輸入課徴金を課すことを布告。有効期限は1996年12月14日まで(95/12/27付通商弘報参照)。自動車のエンジン製造に対する投資奨励を再開、ただし、条件として、立地場所は第2及び第3ゾーンに限られる。また、ピックアップトラックのディーゼルエンジンとガソリンエンジンについては工業省の規則に従ってカムシャフト等の強制部品を含め52%以上の国産化率の達成も条件となっている。	96年度予算には、貯蓄奨励、インフレ抑制策を盛り込んでいる。特に不動産投機には、①同譲渡益税の引き上げ、②外国人の25万リング以上の物件取得に対する10万リングの課徴金付加、などの措置を講じている。新規プロジェクトについての従業員1日当たりの資本的支出を5万5,000リング以上として、労働集約型投資を抑制する。但し、これはガイドラ地域(東海岸)への投資の場合を除く。基準貸し出し金利は大手商業銀行メインバンクが8.7%、東京三菱銀行が7.95%である(96年5月20日現在)。	94年6月に大幅な外資規制の緩和が実施され、①外資の全額出資が可能②最低投資額の撤廃③20年後の現地化条項(株式のマジョリティーの現地移管)が撤廃された。この結果、流通分野への外資参入禁止など一部を除き外資規制はほぼ全廃。96年2月に国民車構想が発表され、条件を満たした企業には、部品輸入関税及び奢侈品税の免除が認められることになった。大統領3男の企業が1社のみが認められている。	バタム島中央部に位置し、シンガポール、インドネシア両国の共同開発の進むバタミンド工業団地では、現在、第3期(30ha)工事に着工。同工業団地への企業進出は近年急増。その理由としては、①シンガポールの物流、通信等の整備されたインフラが可能なこと、②同工業団地での工場賃借、人材派遣、貨物輸送等の質の高いサービスが享受できることがあげられる。フェリーで40分、島内工業団地へはフェリーターミナルから車で約25分。	民族紛争、爆弾テロなど日本では暗いイメージが先行しているが低コストな労働力、まずまずのインフラに、進出企業の大部分が満足している。日本からの製造業の投資は93年以降拡大中。100%外資で、英語力のある日本人がコントロールすることが望ましい。経営スタイルは日本風でも大丈夫。干ばつにより、3月下旬より計画停電が実施されている他、5月27日より急速節電サマータイムが導入されている。
	⑰ 特になし	Sドル建ての借入れについては、借り手側には制限はない。一方、貸し手の銀行側は非居住者に対する貸出しが500万Sドルまでに規制されている。これはSドルの非国際化措置であり、500万Sドル以上の貸出しのためには、シンガポール金融庁(MAS)の承認が必要。	特になし	リング建ての国内借入については60%以上を地場の指定8行から調達しなければならない。(6・4規制)	外資企業には国立銀行からの借入が認められていない。外資借入については実際の制限はない。	オフショア市場からの資金調達には規制がないため、ほとんどの日系企業はシンガポールから調達している。	BOI認可企業は特になし。海外/国内で借入できるが、国内借入は高金利(短期20%前後、中長期15%前後)であり、メリット少ない。94年3月にIMF8条国に移行しており、金融の自由化が進んでいる。
	⑱ 外資の出資比率が決められているのはリース業(50%以下)のみ。投資禁止・規制業種は「華僑・外国人投資ネガティブリスト」を参照。	製造業、非製造業とも100%外資の進出可。但し、公共事業(交通、通信、マスコミ関連)への進出は制限。金融、保険業への進出は事前認可を要する。	総売上額の80%以上を輸出するプロジェクト又は、金型、ジグ、鍛造、工作機械、表面処理等のS IプロジェクトはBOIの奨励認可を受けた場合は可能。また、第3ゾーンに立地するプロジェクトは原則的に可能。	製造業の場合、①製品の80%以上を輸出するプロジェクト、②ハイテク関連の認可プロジェクト、は100%外資による進出が可能。非製造業の場合、外資100%出資は原則として認められない。	一部業種を除き、100%外資による進出が可能。電力、通信などインフラ8部門は外資95%(現地5%以上)までの合弁で進出可能。非製造業では流通など6業種で、外資参入が禁止されている。	89年10月、外資規制緩和がなされ、製造業において100%外資が認められた。非製造業については、流通などを除き、100%外資が認められている。	一部の事業活動を除き100%の外資が自動承認される。

	マニラ (フィリピン)	セブ、マクタン島 (フィリピン)	ハノイ (ベトナム)	ホーチミン (ベトナム)	デリー (インド)	ボンベイ (インド)	神奈川県 (日本)
特 記 事 項	<p>⑯ ラモス大統領は96年3月28日、「91年外国投資法(RA7042)の改正法案」(RA8179)に署名、同法の外資参入分野を規制したネガティブリストCの撤廃を決定した。生活活動を伴わない輸入・卸売業、ライセンスあるいは特別な認可を必要とするサービス業(旅行代理店、旅館業、保険仲介業など)が規制除外の対象分野になる(外資100%可能)。</p> <p>また、同大統領は同日、関税の課税基準を従来のHCV(Home Consumption Value)からEV(Export Value)に変更することを取り決めた共和国法第8181号に署名した。従来、フィリピンは、輸入品に輸出国の国内卸売価格(日本の場合、消費税などの国内諸税を含めた価格)を基に関税を掛けていたが、同法により、フィリピン向けの実勢輸出価格に関税を掛けることになった(96年7月1日より実施)。</p>	<p>マクタン輸出加工区(MEPZ)はマクタン国際空港およびセブ港に隣接しており輸出指向型企業にとって物流面でのメリットがある。半面、企業の進出ラッシュによって輸出加工区の用地は飽和状態に近づいており、日系商社が工業団地の拡張を実施している。</p>	<p>95年10月、外資企業による中古設備の輸入に関する規制を発表。外資企業の免税輸入についての細則を発表。</p> <p>96年1月、ASEAN加盟(CEPTの実効)により輸入税の引き下げを実施。</p> <p>96年4月、労働省は最低賃金の引き上げを決定。①ハノイ・ホーチミンは45ドル、②ハイフォン、ビン、ダナン、ピエンホア、カントー、ハロン、ニャチャン、ンタウなど地方都市は40ドル。③その他は35ドル。インフラ未整備地域は30-35ドル。</p> <p>96年3月、商業省は96年の輸出入計画を発表。石油、肥料、セメント、砂糖、建設鋼材については政府の管理下におかれる。</p> <p>96年3月、商業省は外資系企業の委託加工につき、①投資の目的に沿ったもの。②国内での部品調達や、製造工程の一部下請けの上限(10%)。③品質向上、新製品製造に限り設備輸入可などの条件を通過。</p> <p>96年2月、国立銀行は、リース会社として、①ベトナム企業、国営化有限(limited)。合併(JOINT STOCK)の信用機関。②ベトナム信用機関と外国信用機関の合併。③100%外資の3形態を認める。</p>	<p>投資制度、ハノイに同じ。法の施行はホーチミンの方が厳格とされる。外国投資の傾向としては、軽工業型ないしは国内産業を指向したものが多く、経済規模では、ホーチミン市はハノイ市の約4倍と想定される。エンジニア、中間管理職クラスでは、繊維など一部は、先行産業では、ジョブホッピングが問題になりつつある。</p> <p>台湾を中心とした華僑資本が進出。95年9月、ホーチミン人民委員会は同市の土地に対しての土地賃賃料を具体的に定めた規則を発表。</p>	<p>デリー地区は耐久消費財に対する消費税が10%とインドで最も低率の地域の一つ。他州は概ね12~15%。経済自由化開始の91年から95年10月の間、コンピュータソフトウェアの対印投資でデリー地区は全インドの30%を占めている。これはデリー地区の技術能力の高さを物語るひとつの材料である。デリーでの耐久消費財の売れ行きは好調。乗用車保持台数は各大都市を含む全インドで最多。</p> <p>中間層の伸長による消費の伸び、民間投資意欲の旺盛さなどから96年のGDP実質成長率は6%台を維持する見通し。但し、一方でそのカギを握るのは天候と農業生産の如何であるインド経済の体質に変化はない。</p>	<p>マハラシュトラ州政府は「MAHARASHTRA'S 1993 PACKAGE SCHEME OF INCENTIVES」を93年より施行。同州の優先業種として、アグロ・インダストリー(園芸作物含む)、電子機器、コンピュータ・ソフトウェア、プラスチック、化学、鉄鋼製品などをあげ、特に産業インフラ投資は税制面で優遇する、としている。</p>	<p>日本では、外国企業の対日投資支援として、①特定対内投資事業者(設立後8年以内で外資比率1/3超の企業)に対する優遇税制(設立後5年以内に生じた欠損金の繰越期間を5年から10年に延長)、②産業基盤整備基金による特定対内投資事業者への債務保証制度、③日本開発銀行による、外国企業および外資比率50%以上の外資系企業に対する低利融資制度。</p> <p>神奈川県においては、県レベルの立地企業に対する助成措置は存在しないが、市町村レベルにおいては立地企業に対する税制上の助成措置、補助金・融資・奨学助成措置が用意されている場合がある。</p>
	<p>⑰ 公募を行う場合には、証券取引委員会(SEC)への届け出が必要。</p>		<p>現地銀行からの借入は制度上問題はないものの、資金供給が乏しいため実際には困難。海外から直接借入る場合にはベトナム大蔵省の認可が必要となる。</p>		<p>特になし。資本金を公開株式発行で手当することが多い。株式公募については、SEBI(インド証券取引管理委員会)が出した92/5/29付大統領令第9号に基づき作成されたガイドラインがある。</p>		<p>特に無し。</p>
	<p>⑱ ネガティブリストにより、憲法及び国有化法により規制されている事業(リストA)および防衛関連事業、国民の健康および公序良俗を損なう恐れのある事業、払い込み資金金額が50万ドル未満の輸出企業(リストB)は外資の参入を禁止もしくは規制している。</p>		<p>外資法上は100%の進出も可能だが、土地賃賃が困難なため、独資の場合はEPZ(輸出加工区)、IZ(工業団地)への進出となる。また、ベトナム政府の方針として技術移転を奨励することから合併を促進する。</p>		<p>製造業: EPZ(輸出加工区)、EOU(100%輸出志向型)は100%まで認可。これ以外には工業省の個別審査を受けケースバイケースで100%認可を得られる。</p>		<p>問題ない。</p>

第4回

アジア主要都市・地域の 投資関連コスト比較

1996年12月調査

日本貿易振興機構

海外調査部

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性に知らされていても同様とします。

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (1996年12月)

通貨単位: 米ドル

	都市周辺	ソウル (韓国)	北京 (中国)	上海 (中国)	大連 (中国)	深圳 (中国)	香港 (香港)
賃金	①ワーカー (一般工職)	1,100~1,580	72~170	82~186	100~120 *1	70~160	820~1,780
	②エンジニア (中堅技術者)	1,900~2,550	13 は 0~260	129~321	200~220 *1	140~300	1,160~3,360
	③中間管理職 (部課長クラス)	3,150~3,470	300~600	165~434	350~610 *1	200~590	1,550~3,620
	④最低賃金	13.7日,1.72/時間 *1	29/月	32.5/月	26/月	特区内 48/月 特区内 37/月 *1	なし
地価・ 事務所 賃料等	⑤工業団地(土地)購入価格(m ² 当り)	189.89 *2	90~95 *1	35~40 *1	70 *2	42 *2	349 *1
	⑥事務所賃料月額 (m ² 当り)	37.7 *3	56	84 *2	47 *3	13 *3	70~98 *2
	⑦駐在員用住宅借上料	3,675 *4	5,800 *2	5,200	2,300 *4	168~660	2,586~3,879 *3
電話 料金等	⑧電話架設料	306	603	600	638	576	78
	⑨電話基本料金月額	3.1	1.4	5.8	4.3	3.2	12.7
	⑩国際通話料金 (日本向け 3分間)	3.5 *5	4.6	6.5	4.6	6.6	2.4~3.1
	⑪携帯電話購入価格	1,041 *6	1,200	1,000 *3	1,471 *5	1,170~1,700	650~1,420
電気・ 水道	⑫業務用電気料金 (kwh 当り)	0.07~0.10 *7	0.098	0.08	0.08	0.12	0.08
	⑬業務用水道料金 (m ³ 当り)	0.49~1.20 *8	0.06	0.09	0.18	0.16~0.26	0.60
自動車	⑭乗用車購入価格 (1500cc以下)	11,516 *9	20,600	16,447 *4	16,600 *6	19,200	19,900 *4
為替	⑮現地通貨対ドルレート (1ドル)	816.27 ウォン	8.30 元	同左	同左	同左	7.733HK
経済指標	1人当り GDP (95年)	10,076	584	2,267 *5	584	同左	2,267 *5
	外貨準備高 (96年第3四半期末)	32,829	97,362	同左	同左	同左	57,300 *5
	消費者物価上昇率 (96年第3四半期、対前年同期比、%)	5.2	7.9	同左	同左	同左	6.0 *6
	賃金上昇率 (95年、%)	9.9 *10	10.0	5.2 *6	同左	同左	n.a.
	失業率 (95年、%)	1.9 (96年8月)	2.9 (中国)	2.7 (上海)	2.9 (大連)	2.9 (中国)	3.2 *7
	法人税 (標準税率、%)	17.6~30.8	15~33 *3	同左	同左	15.0	16.5
	個人所得税 (最高税率、%)	40	45 *4	同左	同左	同左	15.0
	外国投資受入 (95年→96年上半期の認可件数)	577→298 *11	1,552(北京,95年) *5	2,628(上海,95年)	1,073(大連,95年)	1,639(深圳,95年)	n.a.
	〃 (同認可額、100万ドル)	1,941→1,268 *11	2,735(北京,95年) *6	10,297(上海,95年)	2,233(大連,95年)	3,597(深圳,95年)	n.a.

註	1. 工業団地や賃金などの情報は都市周辺部の特定工業団地および企業の例	*1 1996年9月1日 *2 天安外国人企業専用団地。年借料は1.78ドル/m ² *3 プレスセンター *4 竜山区西永廣洞別に保証金1万2,250米ドル *5 最初1分間1.5ドル、1分増す毎に1.1ドル	*1 50年使用権価格(北京経済技術開発区) *2 北京市内中心街 *3 企業所得税30%に加え、地方税3% 経済特区・経済技術開発区の生産型外資系企業の場合は15% 沿海経済開発開放区・経済特区・技術開発区の市街地の生産型外資系企業の場合は24%	*1 50年使用権価格 *2 上海商城 *3 MOTOROLA 8200 *4 国産車(サンタナ普通型 1800CC) 輸入車(アウディ 2600CC)は5万5,222ドル *5 上海市の一人当りGDP ジェトロ上海事務所にて試算 *6 上海市の職工の賃金	*1 ジェトロ大連事務所による日系企業アンケート調査(96年12月2日現在)による一社当たり単純平均では、ワーカー:90 エンジニア:140-200 中間管理職:240-330 *2 大連日本工業団地分譲価格(契約年数に拘らず、8,000円/m ² 55m ²) *3 大連市内(96年10月完成) *4 大連市内マンション(55m ²)	*1 96年6月経済特区内と経済特区外に別れている *2 平米当り年借料(建物付)。深圳市布吉鎮。経済特区内と特区外で異なる。工場用地は特区外、事務所は特区内、駐在員住宅は両方深圳市は、経済特区と特区外に分かれている。最新の傾向はサービス産業化が進みつつあり、事務所は特区内にあるが、工場は徐々に特区外に移りつつある *3 蛇口金融センター	*1 Tai Po Industrial Estate (分譲価格) *2 金鐘 (Admiralty) *3 Taikoo Shing, Kornhill *4 カローラセダン Gli, 税込み *5 96年6月時点 *6 96年予測 *7 96年7月 2.6% * 上記レートはすべて(96年12月12日時点)にて換算。
	2. 賃金は中小規模日系製造業5社程度の平均給与、賃金は月額給与(賞与、諸手当込み)						
	3. 駐在員住宅は都心アパートメント(150m ² 又は2ベッドルームタイプ)	*6 三星電子 *7 この他月額基本料金として5.54ドル *8 この他月額基本料金として1種(4階建て以下のビル) \$4.58/m ² 2種(5階建て以上) \$15.2/m ² *9 現代ハンフ (ABS, I7コン, I7ハンフ) *10 諸手当を含まない *11 新規・増資を合計したもの					
	4. 乗用車は国産若しくは現地組立車						
	5. 経済指標は、特に断わりのない限り、全国統計						
	6. 外貨準備高は IMF、IFS 及び各統計を使用						
	7. 外国為替は 96年12月15日現在のインター・バンク・レート			*4 5~45%までの超過累進課税 *5 中国全体では、47,549件(94)→37,011件(95) *6 中国全体では、82,680百万ドル(94)→91,282百万ドル(95) 但し、契約ベース	*5 ノキア *6 サンガ S1500cc		

	都市周辺	ソウル (韓国)	北京 (中国)	上海 (中国)	大連 (中国)	深圳 (中国)	香港 (香港)
特 記 事 項	⑯コメント： 投資優遇措置・業種制度の変更 各地の特殊事情など	従来の外資導入法を改正し「外国人投資および外資導入に関する法律」に変更。主な改正点は、外国人投資につき、許可制から申告制へ、外国人による国内企業旧株取得（M&A）を則許可するなど。また窓口を一本化する One-stop サービス体制の構築も盛り込まれた。高度技術を伴う外国企業の投資に対して、所得税、法人税、財産税等を免除する等、税制面での優遇措置を適用。また、高度随伴企業のみならず、地方経済発展に貢献する投資に対しても自治体の判断で地方税を減免。 97年1月現在外国人投資対象総1148業種中54業種に対する外国人投資を制限している。自由化率は、97.4%で2000年1月には98.4%になる予定。 96年10月1日から商法が改正、4年ぶり。今回の改正では商法による文書作成の場合、従来は記名、捺印を要したがこれからは記名、捺印と署名を選択的に使用することができる等。	95年5月1日より週休2日制実施。6月27日「外国企業投資方向の指導に関する暫定規定」及び「外国企業投資産業目録」を公布。奨励、制限、禁止各領域の詳細な業種別リストを公表。 外資に対する要求は高度化の傾向。96年4月1日以降、投資総額範囲内の機械設備や原材料の輸入に関する免税措置が撤廃される。ただし、3,000万ドル以上の投資案件については期限付きで猶予措置あり（通商弘報96/1/9付参照）。今後は徐々に外資系企業への優遇措置を見直し、内国民待遇を与えていく方向。一方、輸入関税の引き下げが相次いで行われ、平均税率は23%の水準になっている。	95.9.18 浦東新区に対する新優遇政策を発表。外資系銀行の人民元業務は、浦東に進出している。外銀を優先するなど、5項目。 96.4.1 機械設備輸入等に関する免税措置廃止。 96.4.1 4,962品目を対象とした輸入関税率の引き下げ実施。昨年11月から一部地域で試験的に実施されていた「委託加工にかかる輸入原材料についての保証金台帳制度」については、96.7から、正式に実施。	水を大量使用する投資案件は限定的。瀋陽-大連間の高速度路沿いにある「工業小区」は、開発区などはほぼ同様な優遇措置が得られるが、人件費、付帯コスト費は70～80%。	深圳地域は、製造業では委託生産方式による進出が主流を占めており、三資企業とは異なり、福祉厚生費が少ないことが特徴。また、労働者のほとんどは出稼ぎ者であり寮生活。さらに、深圳市の経済特区の内とは境界線がありヒトの移動が制限されているため特区内外で人件費等において差がある。	*外資系企業に限らず民間企業のすべての活動について、自由放任主義がとられている。 *金融面では香港ドルが米ドルにリンクするペグ制（擬似固定相場制）が採用されている。法人所得税は一律16.5%、個人所得税は最高15%。 *GNPは94年以降の数値が公表されていない。 *国際電話は、新会社の参入により競争が激化、曜日、時間帯など条件により各社の料金設定が異なる。 *乗用車の販売についても競争が激化しており、同一種の価格が前回の調査時の価格より下がっている。
	⑰資金調達に関する規制	製造業の機械設備の場合、外資資金借入れが許容されるがそれ以外は極めて制限されている。 海外におけるウォン調達は不可能で米ドルが一般的。外貨借入れについても制限がある。海外の本店間での貸借は認められていない。	人民元融資の総量規制が継続して実施されているため、人民元を国内銀行から借り入れ寝る場合にその影響が及ぶ。また、外貨調整センターでの外貨調達も市場の動向に大きく左右されやすい。				法律上の規制はなし
	⑱100%外資による進出の可能性	外資非対象業種、制限業種など投資不認可業種が規定されている。それ以外は、一部条件付きのものとして届け出だけで100%外資による投資が可能なものがある。	95年6月公布の「外国企業投資産業指導目録」により、100%外資での進出が認められていない産業分野が規定されている（インフラ関連、不動産、サービスの一部、流通など）上記以外の分野については可能性有り。				法律上の規制はなし

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (1996年12月)

通貨単位: 米ドル

		台北 (台湾)	シンガポール (シンガポール)	バンコク (タイ)	クアラルンプール (マレーシア)	ジャカルタ (インドネシア)	バタム島 (インドネシア)	コロンボ (スリランカ)
賃金	①	980~1,440	620~1,090 *1	140~330	210~360	94~160	170~200	47~123
	②	1,450~1,890	1,050~2,700 *1	280~780	600~1,070	210~530	280~860	160~440
	③	2,290~3,090	2,100~3,800 *1	780~1,960	1,200~3,700	300~2,050	860~2,800	160~440
	④	558.7/M *1	なし	6.15/日 *1	なし	2.2/日 *1	3.16/日 *1	39/月 *1
地価・事務所賃料等	⑤	187 *2	14.7~28.4 *2	86 *2	108~129 *1	90 *2	86~133 *2	0.62 *2
	⑥	22~29	46.0~69.0 *3	18 *3	34.6 *2	25 *3	11 *3	11~15 *3
	⑦	1,380~1,640	2,850~3,200 *4	2,160 *4	1,580~1,980 *3	2,600 *4	860~1,430 *4	1,060~1,580 *4
電話料金等	⑧	109	73	263 *5	158~198 *4	384	216	229 *5
	⑨	14.5 *3	9.2	3.92 *6	12.3 *4	13.2	21.5 *5	1.4
	⑩	5.0 *4	4.05 *5	5.1	6.4 *4	5.8	4.6	5.0
	⑪	728 *5	290 *6	933 *7	520 *5	850 *5	645 *6	325 *6
電気・水道	⑫	0.12/0.09 *6	0.07 *7	0.04	0.08	0.035~0.074 *6	0.10~0.11	0.07
	⑬	0.18~0.24		0.24 *8	0.48	0.5/1.4 *7	1.21	0.44
自動車	⑭	16,370	80,500 *8	20,700 *9	21,800 *6	32,600 *8	29,000 *7	27,700 *7
為替	⑮	27.49 台湾元	1,406S ドル	25.51 パーツ	2,527 リンギ	2,343 ルピア	2,343 ルピア	56.82S ルピー
GDP/Capta 名目 (95)		12,439	28,463	2,770	4,237 *7	1,038	同左	700 *8
外貨準備高(96.3Q 末)		86,678	74,217	39,600 *10	26,071	15,490	同左	2,400 *9
CPI 上昇率(96.3Q 末)		3.0 *7	1.4	5.8	3.6 *8	7.3	同左	15.6 *10
賃金上昇率 (95 年)		5.6	6.7	13.9	12.3 *9	18.6	n.a.	6.0 *11
失業率 (%)		1.8 *8	2.7	2.6	2.6	7.2	同左	13.0
法人税 (%)		25 *9	26 *9	30	30	30	30	35 *12
個人所得税 (%)		40 *10	28 *9	37	30	30	同左	35 *13
FDI(件数) (95→96 上半期)		413 (95)*11	n.a.	615→256 *12	655→297 *10	799→576 *9	80→84 *8	124→110 *14
〃 (金額) (%)		2,925 (95)*11	3,424→2,096 *10	16,315→5,760 *12	3,651→3,602 *10	39,915→20,923 *9	n.a.	286→186 *14

注	台北 (台湾)	シンガポール (シンガポール)	バンコク (タイ)	クアラルンプール (マレーシア)	ジャカルタ (インドネシア)	バタム島 (インドネシア)	コロンボ (スリランカ)
	*1 例年 8 月 1 日改定 *2 彰浜工業区 *3 通話料 3 分 1 元 *4 24 時~7 時は 110 元 (4 ドル) *5 モトロー、6.5 元/分 移動電話基本料金 月 400 元 *6 暑期料金/通常期料金 月 400 元 *7 96 年第 1 四半期 *8 96 年 9 月は 3.0% 95 年は 1.8% *9 10 万台台湾元以上の場合 *10 300 万台台湾元以上の場合 *11 認可ベース	*1 中央積立基金 (CPF) の 20% を含まず *2 土地年借料 (ジョーン工業団地) *3 インターナショナル・ラ・オリオンビル *4 フック・フ・キ・マリッ・ジ・ウット *5 96 年 4 月 1 日より 1 分間 2.2→1.95ドル引き下げ *6 モトロー PCN *7 ピーク時 (7:00~23:00) は 0.0695 ドル、オフピーク時 (23:00~7:00) は 0.0622ドル *8 トヨタ・オートマ 1600cc。乗用車購入価格は COE (車庫購入権) 付きで個人使用 (Sナハ-) の輸入車価格。同社種で会社用 (Qナハ-) の場合は 11 万 7,254ドル *9 97 賦課年度 (96 暦年所得に対して) *10 シンガポール経済開発庁 (EDB) による製造業外国投資認可額 (コミットメント・ベース)	*1 1996 年 10 月 1 日改定 *2 ハンブー工業団地 *3 シー・ム・の・キ・ハ・ニットビル *4 ラシ・ヤ・ム・リ通りの ミトコンジョン *5 内訳: 供託金 3,000ドル、工事費 3,700ドル *6 フック・フ・キ・マリッ・ジ・ウット *7 ナイ・ジ・タ・ル 2140 *8 11m ³ 以上の場合。 *9 トヨタ・オートマ 1.5GXI *10 96 年 11 月末 *11 BOI 認可ベース	*1 Shah Alam 工業団地 *2 Menara IMC *3 Mt. Kara *4 deposit. *5 モトロー Ultralite *6 乗用車は PROTON WIRA AUTO 1.5 *7 96 年予測は 4,447ドル *8 96 年予測、94 年=100 *9 96 年 1~7 月期 *10 マレーシア工業開発庁 (MIDA) による製造業認可ベース	*1 ジョジャ地区 96 年 3 月 1 日より改定 *2 MM2100 工業団地の分譲価格 *3 Summitmas *4 Kings Gate *5 モトロー GSM8700 *6 1kwh 当りの電力使用料。ピーク時 (18 時~22 時) とワ・ピーク時 (22 時~18 時)、更に出力の違いにより料金体系が異なる。このほか、月別基本料金として使用電圧量に応じて 1KVA 当り 1.7~2.53ドルが加算される *7 中小企業 (0.5ドル) と大企業 (1.4ドル) とで料率が異なる *8 加ロー 1600XLi *9 インドネシア投資調整庁 (BKPM) 認可ベース	*1 96 年 4 月 1 日 *2 ハタミト工業団地 工業団地借地料は、土地及び建物の借料。同工業団地は、土地のみ借りることはできない。 *3 同工業団地内ビル *4 ナカ・ヤウ内 *5 IDD 基本料金。国内基本料金は 4.3 ドル *6 モトロー 8200 *7 トヨタ・オートマ 1600cc *8 95.10.10 および 96.9.2 時点 *9 ハタミト工業団地への企業進出件数 (金額は不明)	*1 1996 年 11 月より *2 BOI は共通 *3 コロンボ中心部 *4 コロンボ中心部 *5 コロンボ圏の価格 *6 モトロー 8800X *7 日産・1400cc *8 96 年 (予測) は 747ドル *9 96 年 10 月末 *10 96 年 7 月 *11 民間平均 *12 96 年 4 月 1 日以降 (付加金は同日より廃止) *13 96 年 4 月 1 日以降 (付加金は同日より廃止) 税率は最高所得税率 (24 万ドルを超の場合)。基礎控除は 10 万ドル *14 BOI 認可ベース

	台北 (台湾)	シンガポール (シンガポール)	バンコク (タイ)	クアラルンプール (マレーシア)	ジャカルタ (インドネシア)	Batam 島 (インドネシア)	コロンボ (スリランカ)
⑯	<p>現地法人の設立には、会社法、外国人投資条例または輸出加工区・科学工業園区内管理条列設立による3進出形態があり、それぞれの手続きや送金、利益配当、ビザ取得など異なる。取扱いをうける。「産業高度化促進条例」により、重要科技、重要投資に該当する事業について、5年間の営利事業税の免税等の優遇措置がある。</p> <p>制度変更 97年より労働基準法改正の見込み。改正ポイントは労働時間の短縮、労働基準法適用業種の拡大。</p> <p>特殊事情 ①労働力不足から一部製造業では外国人労働者導入が行われている。 ②労働者退職金の引当て規定あり。</p>	<p>96年3月14日に発表された96年度税制改正の中で、新たな投資優遇措置として、開発及び拡張のための優遇措置を導入。同措置は、シンガポールにおいて高付加価値生産活動に従事する企業に対するもので認可企業は96年1月1日以降に高付加価値生産活動にかかわる事業からの稼得所得に対して最低10%の優遇税制を適用する(最長10年間)。</p> <p>ビザ(エンプロイメント・パス)の取得条件については申請基準が96年5月1日以降提出分から改訂され、申請者の最低給与額が月間1,501Sドルから2,001Sドルへ引き上げられている。</p>	<p>95年1月26日に貿易・投資関連支援事務所を奨励業種と定めた。恩典としては「外国人の出資比率50%超もしくは100%が認められたほか、労働許可証の取得が容易になった。BOIは東北12県の特別投資奨励地域指定を検討している。第3ゾーンの中でも県民所得が低い東北12県を対象として、原材料の輸入関税90%減免などの恩典を与えるもの。同案は公聴会で約6割の賛成を得ており(通商弘報96年11月5日付参照)、BOI本会議ならびに閣議決定待ちとなっている。</p>	<p>97年度予算では、①経済成長の持続のため、第7次計画の目標に沿って産業構造を投資誘導型から生産性向上型へ転換、②経常収支赤字の削減、③社会・環境問題への取り組みの3点が主なポイントとしてあげられた。具体的に中間財・資本財輸入の削減を図るため、中間財輸入における免税措置を段階的に撤廃すること、国際部品調達センター設立への優遇措置などが盛り込まれている。なお、基準貨は、大手商業銀行メインバンクが9.0%、東京三菱銀行が8.5%である(96年11月8日時点)</p>	<p>94年6月に大幅な外資規制の緩和が実施され、①外資の全額出資が可能 ②最低投資額の撤廃 ③20年後の現地化条項(株式のマジオリティーの現地移管)が撤廃された。</p> <p>この結果、流通分野への外資参入禁止など一部の的外資規制はほぼ全廃。</p> <p>96年2月に国民車構想が発表され、条件を満たした企業には、部品輸入関税及び奢侈品税の免除が認められることになったが、大統領3男の企業1社のみが認められている。日本、米国、EUは96年10月WTOに提訴。</p>	<p>Batam島中央部に位置し、シンガポール、インドネシア両国の共同開発の進むBatam島工業団地では、現在、第3期(30ha)工事に着工。同工業団地への企業進出は近年急増。その理由としては、①シンガポールの物流、通信等の整備されたインフラ、国際調達機能の活用が可能なこと、②同工業団地での工業賃借、人材派遣、貨物輸送等の質の高いサービスが享受できることがあげられる。この結果企業誘致に成功し、現在では当初目標100社誘致、5万人雇用創出の達成が射程圏内になった。</p> <p>シンガポールからBatam島へは、フェリーで40分、島内工業団地へはフェリーターミナルから車で約25分。</p>	<p>民族紛争、爆弾テロなど日本では暗いイメージが先行しているが低コストな労働力、まずまずのインフラに、進出企業の大部分が満足している。</p> <p>日本からの製造業の投資は93年以降拡大中。</p> <p>100%外資で、英語力のある日本人がコントロールすることが望ましい。経営スタイルは日本風でも大丈夫。</p>
⑰	特になし	<p>銀行による非住居者(経営支配権が非住居者にあるシンガポール国内での外資系企業を含む)に対する貸出しが500万Sドルまでに規制されている。</p> <p>これはSドルの非国際化措置であり、500万Sドル以上の貸出しのためには、シンガポール通貨管理庁(MAS)の承認が必要。</p>	特になし	<p>リング建ての国内借入については60%以上を地場の指定8行から調達しなければならない。(6・4規制)また、ラバン・オフ市場ではリング建ての調達はできない。</p>	<p>外資企業には国立銀行からの借入が認められていない。外資借入については実際の制限はない。</p>	<p>オフショア市場からの資金調達には規制がないため、ほとんどの日系企業はシンガポールから調達している。</p>	<p>BOI認可企業は特になし。海外/国内で借入できるが、国内借入は高金利(短期20%前後)、中長期15%前後)であり、メリットは少ない。94年3月にIMF8条国に移行しており、金融の自由化が進んでいる。</p>
⑱	<p>通信事業など20業種で規制が行われているだけ。</p>	<p>製造業、非製造業とも100%外資の進出可。但し、公共事業(交通、通信、マスコミ関連)への進出は制限。金融、保険業への進出は事前認可を要する。</p>	<p>総売上額の80%以上を輸出するプロジェクト又は、金型、ジグ、鍛造、工作機械、表面処理等のSIプロジェクト14業種はBOIの奨励認可を受けた場合は可能。また、第3ゾーンに立地するプロジェクトは原則的に可能。</p>	<p>製造業の場合、①製品の80%以上を輸出するプロジェクト、②ハイテク関連の認可プロジェクトは100%外資による進出が可能。非製造業の場合、外資100%出資は原則として認められない。</p>	<p>一部業種を除き、100%外資による進出が可能。電力、通信などインフラ8部門は外資95%(現地5%以上)までの合併で進出可能。非製造業では流通など6業種で、外資参入が禁止されている。</p>	<p>89年10月、外資規制緩和がなされ、製造業において100%外資が認められた。</p> <p>非製造業については、流通などを除き、100%外資が認められている。</p>	<p>一部の事業活動を除き100%の外資が自由承認される。</p>

特記事項

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (1996年12月)

通貨単位: 米ドル

		マニラ (フィリピン)	セブ (フィリピン)	ハノイ (ベトナム)	ホーチミン (ベトナム)	デリー (インド)	ボンベイ (インド)	横浜 (日本)
賃 金	①	210	164~175	86~130	78~160	150~195	84~153	2,980 *1
	②	285~335	460~720	170~250	190~280	250~280	153~502	3,950~4,270 *1
	③	600~800	650~890	305~350	322~590	700~1,110	446~962 *1	5,100~6,240 *1
	④	6.8/日 *1	5.4/日 *1	45/日 *1	同左	59/月 *1	1.98/日 *2	なし
地価・ 事務所 賃料等	⑤	76 *2	4.6 *2	3.5 *2	2.25 *1	29 *2	140 *3	1,570 *2
	⑥	27 *3	11 *3	57 *3	40 *2	75 *3	89 *4	38~55 *3
	⑦	2,850 *4	514 *4	3,170 *4	4,200 *3	3,340 *4	4,459 *5	4,350~6,090 *4
電話 料金等	⑧	186 *5	126 *5	400	600 *4	84	84	652
	⑨	25.5 *5	26.1 *5	20	20	5.3	5.3	25.7
	⑩	4.40	5.40	9.9	9.9	4.0	6.3	6.3 *5
	⑪	578 *6	578 *6	536 *5	536 *5	530 *5	418 *6	85~435
電気・ 水道	⑫	0.09	0.074 *7	0.075	0.075	0.07	0.082	0.21~0.35 *6
	⑬	0.24	0.28	0.50	0.3	0.06	0.125	0.23/0.38 *7
自動車	⑭	19,670 *7	19,670 *8	24,000 *6	同左	12,900 *6	21,900 *7	5,000~11,000 *8
為替	⑮	26.286 ペソ	同左	11,088 ドン	同左	35.88 ルピー	同左	114.90 円 *9
GDP/Capta 名目 (95)		1,055	同左	268	同左	328 (95年度)	同左	40,681
外貨準備高(96.3Q末)		9,777	同左	1,300(95年10月)	同左	18,796	同左	231,600
CPI 上昇率(96.3Q末)		7.0	同左	12.7 *7	同左	9.3 *7	同左	0.2
賃金上昇率 (95)		16 *8	同左	19.2 *8	同左	15~20 (95年度)	同左	1.4(95.10)
失業率 (96)		9.6(96年1-6月)	同左	7.2 *9	6.2	n.a.	n.a.	3.3 (96年8月)
法人税 (%)		35	同左	25 *10	同左	43 *8	同左	49.98
個人所得税 (%)		35	同左	50	同左	(脚注) *9	同左	50
FDI (件数)		n.a.	n.a.	367→147 *11	同左	1,355→619 *10	同左	1,135→1,272
〃 (金額)		1,871→464 *9	同左	6,524→2,474 *11	同左	9,890→3,332	同左	4,327→3,697

註	*1 97年2月6日改定。5月1日にさらに5ペソ引き上げる予定。	*1 96年10月1日改定	*1 96年4月改定、7月施行(それまでは35ドル/月)	*1 ビンホイ工業団地(年借料、購入は不可)	*1 96年8月改定(技術工)	*1 役員待遇部長の場合1,394	*1 平成8年職種別民間給与実態調査(横浜市)
	*2 カビテ輸出加工区	*2 借料(マクタン輸出加工)	*2 ザーラム工業団地	*2 OSICビル	*2 デリーの南方約20km	*2 96年7月1日改定	*2 平成7年9月30日現在工場適地調査資料
	*3 ハンフィックスタービル(マカティ)	*3 メロハ・ソクパ・ラサ(セブ市)	*3 インク・ナショナルセンター(年借料、購入は不可)	*3 ビューティコート	*3 グルパ・フェ・ズ・IV	*3 クロ・グ・工業団地	*3 関内、横浜西口、新横浜地区の平均賃料
	*4 ワン・サルト・プラザ(マカティ)	*4 ガリ(セブ市)	*4 トヨタインコン	*4 前回より低いのは値下げのため	*3 Gopal Das Bldg.	*4 カマン・ポイント	*4 横浜の平均的外国人向けアパート(約215㎡)の賃料。
	*5 10%の付加価値税含む	*5 10%の付加価値税含む	*5 MOTOROLA 8200	*5 MOTOROLA 8200	*4 グレーター・カライシュ	*5 コラバ地区	*5 東京→シンガポールへ平日昼間、分間国際電話した場合。
	*6 スマートイク・セクティ	*6 スマートイク・セクティ	*6 トヨタカローラ1600cc(関税を含む)	*6 トヨタカローラ1600cc(関税を含む)	*5 MOTOROLA	*6 MOTOROLA	*6 この他、月別基本料金として契約する電圧に応じて1,460円~1,560円(kw当り)加算される
	*7 シビック	*7 但し、使用料金。この他基本料金(0.89-0.97ドル/kw/月)が掛かる	*7 95年	*7 トヨタ自動車現地組立生産を開始したため、前回より大幅に値下がりした	*6 MULTI SUZUKI ESTEEM 1300CC	*7 ホル・ワストラ(1600cc)	*7 横浜市/川崎市横浜市工業用水料金は96.1.1付で24円毎立方メートルに川崎市は95.10.1から40.5円毎立方メートルに改正
	*8 政府統計がないため、CRG社(スイス)発表の統計を利用	*8 シビック1.5LXI96	*8 ベトナムでは賃金上昇率の政府統計がないため、CRG社(スイス)発表の統計を利用	*8 ベトナムでは賃金上昇率の政府統計がないため、CRG社(スイス)発表の統計を利用	*7 96年第2四半期		*8 トラカローラ(新車購入の場合は別消費税6%が加算)
	*9 フィリピン政府投資委員会認可ベース		*9 ハノイ地区	*9 ハノイ地区	*8 法人税40%に付加税(サチャジ)7.5%が加算される。		*9 12月16日東京三菱銀行電信為替相場
			*10 外国投資法により現行の外資系企業の法人税率は25%(標準税率)ただし、この中で特定のプロジェクトについては1年間の免除およびその後最長2年間の法人税減免が可能	*10 外国投資法により現行の外資系企業の法人税率は25%(標準税率)ただし、この中で特定のプロジェクトについては1年間の免除およびその後最長2年間の法人税減免が可能	*9 所得12万ルピーを2万3,000ルピー		
			*11 SCCI 認可ベース	*11 SCCI 認可ベース	12万ルピー超過分に對し40%の加税		

	マニラ (フィリピン)	セブ、マクタン島 (フィリピン)	ハノイ (ベトナム)	ホーチミン (ベトナム)	デリー (インド)	ボンベイ (インド)	横浜 (日本)
特記事項	<p>⑮ ラモス大統領は 96 年 3 月 28 日、「91 年外国投資法 (RA7042) の改正法案」(RA8179) に署名、同法の外資参入分野を規制したネガティブリストを C の撤廃を決定した。生活活動を伴わない輸入・卸売業、ライセンスあるいは特別な認可を必要とするサービス業 (旅行代理店、旅館業、保険仲介業) などが規制除外の対象分野になる (外資 100% 可能)。また、同大統領は同日、関税の課税基準を従来の HCV (Home Consumption Value) から EV (Export Value) に変更することを取り決めた共和国法第 8181 号に署名した。従来、フィリピンは、輸入品に輸出国の国内卸売価格 (日本の場合、消費税などの国内諸税を含めた価格) を基に関税を掛けていたが、同法により、フィリピン向けの実勢輸出価格に関税を掛けることになった (96 年 7 月 1 日より実施)。</p>	<p>マクタン輸出加工区 (MEPZ) はマクタン国際空港およびセブ港に隣接しており輸出指向型企業にとって物流面でのメリットがある。半面、企業の進出ラッシュによって輸出加工区の用地は飽和状態に近づいており、日系商社が工業団地の拡張を実施している。</p>	<p>95 年 11 月、従来外国投資を所管してきた国家協力投資委員会 (SCCI) が統合され、計画投資省 (MPI) になった。外資法も 90 年 6 月、92 年 12 月に続いて、96 年 10 月に 3 回目の改正が行われた。改正の理由として、① 92 年 12 月の 2 回目の外資法改正以降、外資関連法が多数制定され、既存外資法との整合性が取れなくなっていること、② 現状に沿った産業政策の方針を示すこと等があげられる。改正内容としては、(1) 工業団地と輸出加工区進出企業を同等のステータスにすること、(2) 奨励分野には従来のもに農水産業・同加工産業の育成、植林事業を加え、ほか輸入代替、観光、サービスを除外する等が定められた。96 年 4 月、労働省は最低賃金の引き上げを決定。① ハノイ・ホーチミンは 45 ドル、② ハイフォン、ビン、ダナン、ピエンホア、カントーハロン、チャチャンブントウなど地方都市は 40 ドル。③ その他は 35 ドル。インフラ未整備地域は 30-35 ドル、と改訂された。</p>	<p>投資制度、ハノイと同じ。法の施行はホーチミンの方が厳格とされる。外国投資の傾向としては、軽工業型を指向したものが多く、経済規模では、ホーチミン市はハノイ市の約 4 倍と想定される。エンジニア、中間管理職クラスでは、繊維など一部の先行産業では、ジョブホッピングが問題になりつつある。台湾を中心とした華僑資本が進出。95 年 9 月、ホーチミン人民委員会は同市の土地に対しての土地賃賃料を具体的に定めた規則を発表。</p>	<p>96 年 11 月、電気製品製造に必要な産業ライセンスの取得義務を廃止した。96 年 8 月、デリー隣接のハイアナ州政府はグルガオン工業団地など州政府から購入した土地の再販売を禁止する条例を施行。これにより工業用土地価格は上記金額に一元化された。デリー地区は耐久消費財に対する消費税が 10% とインドで最も低率の地域の一つ。他州は概ね 12~15%。経済自由化開始の 91 年から 95 年 10 月の間、コンピュータソフトウェアの対印投資でデリー地区は全インドの 30% を占めている。これはデリー地区の技術能力の高さを物語るひとつの材料である。デリーでの耐久消費財の売れ行きは好調。乗用車保有台数は各大都市を含む全インドで最多。中間層の伸長による消費の伸び、民間投資意欲の旺盛さなどから 96 年度の GDP 実質成長率は 6.8% (事前推定値) を維持する見通し。但し、一方で、そのカギを握るのは天候と農業生産の如何であるインド経済の体質に変化はない。</p>	<p>マハラシュトラ州政府は「MAHARASHTRA'S 1993 PACKAGE SCHEME OF INCENTIVES」を 93 年より施行。95 年 5 月より非公害型ハイテク部門への投資を優遇。インフラ整備に与する外資には、BOT 方式で 5 年間のタックス・ホリデーを認めている。工業団地に新規投資・入居する外資に対しては、団地のグレードが低くなるほど、インセンティブが高くなる。</p>	<p>日本では、外国企業の対日投資支援として、① 特定対内投資事業者 (設立後 8 年以内で外資比率 1/3 超の企業) に対する優遇税制 (設立後 5 年以内に生じた欠損金の繰越期間を 5 年から 10 年に延長)。② 産業基盤整備基金による特定対内投資事業者への債務保証制度、③ 日本開発銀行により、外国企業および外資比率 50% 以上の外資系企業に対する低利融資制度。神奈川県においては、県レベルの立地企業に対する助成措置は存在しないが、市町村レベルにおいては立地企業に対する税制上の助成措置、補助金・融資・奨学助成措置が用意されている場合がある。</p>
	<p>⑯ 公募を行う場合には、証券取り引き委員会 (SEC) への届け出が必要。</p>		<p>現地銀行からの借入は制度上問題はないものの、資金供給が乏しいため実際には困難。海外から直接借入る場合にはベトナム大蔵省の認可が必要となる。</p>		<p>特になし。資本金を公開株式発行で手当てすることが多い。株式公募については、SEBI (インド証券取引管理委員会) が出した 92/5/29 付大統領令第 9 号に基づき作成されたガイドラインがある。</p>		<p>特になし。</p>
	<p>⑰ ネガティブリストにより、憲法及び国有化法により規制されている事業 (リスト A) および防衛関連事業、国民の健康および公序良俗を損なう恐れのある事業、払い込み資金金額が 50 万ドル未満の輸出企業 (リスト B) は外資の参入を禁止もしくは規制している。</p>		<p>外資法上は 100% の進出も可能だが、土地賃賃が困難なため、独資の場合は EPZ (輸出加工区)、IZ (工業団地) への進出となる。また、ベトナム政府の方針として技術移転を奨励することから合弁を促進する。</p>		<p>製造業: EPZ (輸出加工区)、EOU (100% 輸出志向型) は 100% まで認可。これ以外は工業省の個別審査を受けケースバイケースで 100% 認可を得られる。</p>		<p>問題ない。</p>

第5回

アジア主要都市・地域の 投資関連コスト比較

1997年6月調査

日本貿易振興機構

海外調査部

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性に知らされていても同様とします。

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (1997年6月)

通貨単位: 米ドル

	都市周辺	ソウル (韓国)	北京 (中国)	上海 (中国)	大連 (中国)	深圳 (中国)	中国香港 (中国)
賃金	①ワーカー (一般工職)	1,423~2,331	60~97	93~171	75~160 *1	76~162	800~2,065
	②エンジニア (中堅技術者)	1,919~2,435	133~217	146~323	153~181 *1	144~298	1,805~2,695
	③中間管理職 (部課長クラス)	2,992~3,920	217~603	175~373	207~364 *1	200~337	1,805~5,230
	④最低賃金	12.6/日, 1.57/時間 *1	35/月	32.5/月	30/月	特区外 51/月 特区内 39/月 *1	なし
地価・ 事務所 賃料等	⑤工業団地(土地)購入価格(m ² 当たり)	174.22 *2	84.4 *1	35~40 *1	68.8 *2	42~46 *2	368 *1
	⑥事務所賃料月額 (m ² 当たり)	48.1 *3	25.3	84 *2	47 *3	16~19 *3	40~80 *2
	⑦駐在員住宅借上料	3,822 *4	4,900 *2	5,200	2,300 *4	144~360	2,584~3,876 *3
電話 料金等	⑧電話架設料	281	543	600	519	360~655	78
	⑨電話基本料金月額	2.8	2.6	5.8	4.3	3.2	12.7
	⑩国際通話料金 (日本向け 3分間)	2.7 *5	6.0	6.5	4.6	4.6	2.4~3.1
	⑪携帯電話購入価格	776 *6	362~844	1,025 *3	1,096 *5	600	650
電気・ 水道	⑫業務用電気料金 (KWh 当たり)	0.04~0.13 *7	0.099	0.08	0.08	0.12	0.09
	⑬業務用水道料金 (* 当たり)	0.45~1.10 *8	0.097	0.09	0.18	0.26	0.60
自動車 為替	⑭乗用車購入価格 (1500cc ³ トン)	10,813 *9	18,094	16,506 *4	16,520 *6	17,450 *4	21,182 *4
	⑮現地通貨対ドルレート (1ドル)	889.70 ウォン	8.29 元	同左	同左	同左	7.74HK
経済 指標	1人当たり GDP (96年)	10,548 *10	666.24	2,568 *5	1,629	3,188	24,470
	外貨準備高 (96年末, 100万ドル)	33,237	105,029	同左	同左	同左	63,500 *11
	消費者物価上昇率 (96年, %)	5.0	6.1	同左	同左	同左	6.0 *12
	賃金上昇率 (96年, %)	11.9 *11	12.9 (3.8) *3	4.3 *6	同左	同左	n.a.
	失業率 (96年, %)	2.0	3.0 (中国)	2.8 (上海)	2.2 (大連)	3.0 (中国)	2.8 *7
	法人税 (標準税率, %)	16.0~28.0	15~33 *4	同左	同左	15.0	16.5
	個人所得税 (最高税率, %)	40	45 *5	同左	同左	同左	15.0
	外国投資受入 (件数, 95年→96年)	872→968 *12	24,556(中国, 96年)	2,106(上海, 96年)	802(大連, 95年)	1,639(深圳, 95年)	n.a.
	" (同認可額, 100万ドル, 95→96年)	1,941→3,202 *12	73,280 (中国, 96年)	11,068(上海, 96年)	2,469(大連, 95年)	3,597(深圳, 95年)	n.a.

注	1. 工業団地や賃金などの情報は都市周辺部の特定工業団地および企業の例	*1 1996年9月~97年8月 *2 天安外国人企業専用団地。年借料は1.63ドル/m ² *3 永豊ビル、鍾路区 *4 竜山区西永廣洞別に保証金1万1,239ドル *5 1分以内は6秒毎に0.1ドル、1分以上は6秒毎に0.08ドルとなる *6 三星電子エニコール(本体、別途加入保証金303ドル) *7 このほか月額基本料金として5.08ドル *8 このほか月額基本料金として1種(4階建て以下のビル)4.20ドル/m ² 、2種(5階建て以上)13.9ドル/m ² *9 現代7ハンテ(ABS, I77、I7ハンテ) *10 1人当たりGNP (96年) *11 諸手当を含まない *12 新規・増資を合計したもの	*1 50年使用権価格(北京経済技術開発区) *2 北京市中心街 *3 全国都市労働者・職員平均賃金、()内は実賃 *4 企業所得税30%に加え、地方税3% 経済特区・経済技術開発区の生産型外資系企業の場合は15% 沿海経済開発開放区・経済特区・技術開発区の市街地の生産型外資系企業の場合は24%	*1 50年使用権価格 *2 上海商城 *3 モトローラ8200 *4 国産車(サンタナ普通型1800CC) 輸入車(アウディ2600CC)は5万5,222ドル *5 上海市の一人当たりGDP ジェトロ上海事務所にて試算 *6 上海市の職工の賃金	*1 ジェトロ大連事務所による日系企業アンケート調査(96年12月2日現在)による1社当たり単純平均では、ワーカー:90 エンジニア:140-200 中間管理職:240-330 *2 大連日本工業団地分譲価格(契約年数にかかわらず、8,000円/m ²) *3 大連市内(96年10月完成) *4 大連市内マンション(55m ²) *5 ノキア *6 シンカ S1500cc	*1 96年6月、経済特区内と経済特区外に別れている *2 平米当たり年借料(建物付)。深圳市布吉鎮。経済特区内と特区外で異なる。工場用地は特区外、事務所は特区内、駐在員住宅は両方。深圳市は、経済特区と特区外に別れている。最新の傾向はサービス産業化が進みつつあり、事務所は特区内にあるが、工場は徐々に特区外に移りつつある *3 国際金融大厦 *4 サンタナ	*1 Tai Po Industrial Estate (分譲価格) *2 金鐘(Admiralty) *3 Taikoo Shing, Kornhill *4 カローラセダン Gli, 税込み *5 97年6月時点 *6 消費者物価指数A(甲類) *7 96年7~9月: 2.6%
---	-------------------------------------	--	---	---	--	---	---

	都市周辺	ソウル (韓国)	北京 (中国)	上海 (中国)	大連 (中国)	深圳 (中国)	中国香港 (中国)
特 記 事 項	⑩コメント： 投資優遇措置・業種制度の変更 各地の特殊事情など	97年2月1日に従来の外資導入法に代わり「外国人投資および外資導入に関する法律」同施行令が公布。2月28日に同施行規則も公布された。主な内容は、外国人投資につき、①許可制から申告制へ、②外国人による国内企業旧株取得(M&A)を許可する、③投資の概念に持続的な経済関係を樹立するための旧株取得、5年以上の長期貸付も含む、④一定条件の長期借款(5年以上)導入の許可、⑤工場敷地の取得支援、増資時租税減免申請期間の延長、民願自動承認期間の短縮など。 97年1月現在外国人投資対象総1148業種中54業種に対する外国人投資を制限している。自由率は、97.4%で2000年1月には98.4%になる予定。	95年5月1日より週休2日制実施。6月27日「外国企業投資方向の指導に関する暫定規定」及び「外国企業投資産業目録」を公布。奨励、制限、禁止各領域の詳細な業種別リストを公表。 外資に対する要求は高度化の傾向。96年4月1日以降、投資総額範囲内の機械設備や原材料の輸入に関する免税措置が撤廃される。ただし、3,000万ドル以上の投資案件については期限付きで猶予措置あり(通商弘報96/1/9付参照)。今後は徐々に外資系企業への優遇措置を見直し、内国民待遇を与えていく方向。一方、輸入関税の引き下げが相次いで行われ、平均税率は23%の水準になっている。	95.9.18 浦東新区に対する新優遇政策を発表。外資系銀行の人民元業務は、浦東に進出している。外銀を優先するなど、5項目。 96.4.1 機械設備輸入等に関する免税措置廃止。 96.4.1 4,962品目を対象とした輸入関税率の引き下げ実施。昨年11月から一部地域で試験的に実施されていた「委託加工にかかる輸入原材料についての保証金台帳制度」については、96.7から、正式に実施。	水を大量使用する投資案件は限定的。瀋陽-大連間の高速道路沿いにある「工業小区」は、開発区などとはほぼ同様な優遇措置が得られるが、人件費、付帯コスト費は70~80%。	深圳地域は、製造業では委託生産方式による進出が主。三資企業とは異なり、福祉厚生費が少ないことが特徴。また、労働者のほとんどは出稼ぎ者であり寮生活。さらに、深圳市の経済特区の内と外は境界線が限られているため特区内外で人件費等において差がある。	*外資系企業に限らず民間企業すべての活動について、自由放任主義がとられている。 *金銭面では香港ドルが米ドルにリンクするペグ制(擬似固定相場制)が採用されている。法人所得税は一律16.5%、個人所得税は最高15%。 *GNPは94年以降の数値が公表されていない。 *国際電話は、新会社の参入により競争が激化、曜日、時間帯など条件により各社の料金設定が異なる。 *乗用車の販売についても競争が激化しており、同一種の価格が前回の調査時の価格より下がっている。
	⑪資金調達に関する規制	97年7月から製造業を営む外国人投資企業は、従来の設備資金用現金借款のみならず、運用資金用の現金借款が可能になった。但し、現状は当該企業の外国人投資金額の50%および1,000万ドルを超過しない範囲に限定されている。	人民元融資の総量規制が継続して実施されているため、人民元を国内銀行から借り入れる場合にその影響が及ぶ。また、外貨調整センターでの外貨調達も市場の動向に大きく左右されやすい。				法律上の規制はなし
	⑫100%外資による進出の可能性	制限業種など投資不認可業種が規定されている。出版、運輸、証券、放送業など。	95年6月公布の「外国企業投資産業指導目録」により、100%外資での進出が認められていない産業分野が規定されている(インフラ関連、不動産、サービスの一部、流通など)上記以外の分野については可能性有り。				法律上の規制はなし

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (1997年6月)

通貨単位: 米ドル

	台北 (台湾)	シンガポール (シンガポール)	バンコク (タイ)	クアラルンプール (マレーシア)	ジャカルタ (インドネシア)	バタム島 (インドネシア)	コロンボ (スリランカ)
賃金	① 933~1,363	953~1,102 *1	164~368	218~439	103~149	178	48~123
	② 1,435~1,866	2,139 *1	454~890	615~1,522	226~535	467~714	160~440
	③ 2,260~3,050	3,400~3,499 *1	849~2,019	1,285~2,402	317~2,264	1,166~1,687	188~445
	④ 551.1/M *1	なし	6.08/日 *1	なし	71/月 *1	96.74/月 *1	38/月 *1
地価・ 事務所 賃料等	⑤ 348 *2	11.7~35.0 *2	85 *2	170 *1	90 *2	84.09~130.34 *2	0.62 *2
	⑥ 21.5~28.7	45.26~49.03 *3	19 *3	21.3~25.6 *2	25 *3	12.61 *3	12~15 *3
	⑦ 1.363~1.615	2,803~3,153 *4	1,936 *4	1,586~1,983 *3	3,800 *4	631~1,191 *4	1,027~2,100 *4
電話 料金等	⑧ 108	70.1	259 *5	159~198 *4	329	217.35	283 *5
	⑨ 14.3 *3	8.8	3.87 *6	12.3	12.8	12.51 *5	1.4
	⑩ 3.8 *4	3.2 *5	4.7	3.45 *5	5.6	5.61	4.8
	⑪ 861 *5	208.8 *6	910 *7	527 *6	492 *5	596.88 *6	277 *6
電気・ 水道	⑫ 0.12/0.09 *6	0.07 *7	0.04 *8	0.08 *7	0.035~0.074 *6	0.10~0.11	0.09
	⑬ 0.18~0.24	0.82 *8	1.94	0.48 *8	0.5/1.3 *7	1.19	0.5
自動車	⑭ 15,788	90,399 *9	19,977 *9	21,451 *9	31,400 *8	19,271.20 *7	23,977 *7
為替	⑮ 27.87 台湾元	1,427Sドル	25.83 パーツ	2,522 リンギ *10	2,429 ルピア	2,429 ルピア	58.39SL ルピー
GDP/Capta 名目 (96)	12,872	25,953 *10	2,948	4,466 *11	1,140	同左	760
外貨準備高 (96年末、100万ドル)	88,030	75,509	38,725	27,760 *11	19,125	同左	2,440
CPI 上昇率 (96年、%)	3.1	1.4	5.8	3.5 *12	6.5	同左	15.1
賃金上昇率 (%)	5.6	6.0	13.9(95)	11.4 *13	10.1	n.a.	8.3 *8
失業率 (%)	2.6 *7	2.0	2.0	2.6	7.2	同左	11.6
法人税 (%)	25 *8	26	30	30	30	10~30	35 *9
個人所得税 (%)	40 *9	28	37	0~30	30	同左	35 *10
FDI(件数) (95→96)	500 (96) *10	n.a.	615→548 *10	898→782 *14	799→959 *9	84→82 *8	124→134 *11
" (金額) (95→96、100万ドル)	2,460 (96) *10	5,716.2 (96) *11	16,469→14,132 *10	3,651→6,780 *14	39,915→29,931 *9	n.a.	286→7,752 *11

注	台北 (台湾)	シンガポール (シンガポール)	バンコク (タイ)	クアラルンプール (マレーシア)	ジャカルタ (インドネシア)	バタム島 (インドネシア)	コロンボ (スリランカ)
	*1 例年8月1日改定 *2 桃園県観音工業区 *3 通話料5分1.7元 *4 24時~7時は90元(3.8ドル) *5 モトローラ、6.5元/分 移動電話基本料金400元/月 *6 暑期料金/通常期料金 *7 97年5月は2.51% *8 10万台台湾元以上の場合 *9 334万台台湾元以上の場合 *10 認可ベース	*1 中央預立基金(CPF)の20%分を含みます *2 77ライオン工業団地 *3 インターナショナルプラザ *4 リンクウット(3LDK・コンドミニアム) *5 最初の3分間 *6 モトローラ Master600 *7 ビーク時(7:00~23:00)は0.0617ドル、オフピーク時(23:00~7:00)は0.0547ドル *8 97年5月1日より料金改定 *9 97年7月1日より段階的に値上げする予定 *10 トヨタカロー(AT)1600cc。乗用車購入価格はCOE(車両購入権)付きで個人所有の価格。同車種で法人所有の場合は13万9,453ドル *11 1人当たりGNP *12 96年、シンガポール経済開発庁(EDB)による認可ベース。製造業のみ	*1 1996年10月1日改定 *2 バンソク工業団地 *3 シロムネのキバニットビル *4 ランカム通りのミコンマンション *5 内訳: 供託金3,000バーツ 工事費3,700バーツ *6 プラットフォーム式電話器1台 *7 ナキア2140 *8 引き込み電圧12~33kV、2,000kW未満 *9 トヨタカロー(AT)1,500cc *10 BOI認可ベース	*1 Hicom Shar Alam 工業団地 *2 Menara. IMC. *3 Mont Kiara *4 deposit *5 97年6月1日より値下げ *6 モトローラ 8700 *7 97年5月1日より値上げ。ピーク時料金 *8 基本料金は7.93ドル *9 乗用車はPROTON WIRA 1.5 *10 97年6月9日インソクニット *11 96年暫定値(中央銀行年報) *12 96年暫定値、94年=100 *13 製造業における平均賃金上昇率 *14 マレーシア工業開発庁(MIDA)による製造業認可ベース	*1 ジャカルタ地区、97年4月1日より改定 *2 MM2100 工業団地の分譲価格 *3 Summitmas *4 Simpruk Terac *5 Ericsson GF 388 *6 1kWh当たりの電力使用料。ピーク時(18時~22時)とオフピーク時(22時~18時)、更に出力の違いにより料金体系が異なる。このほか、月別基本料金として使用電圧量に応じて1kVA当たり1.7~2.35ドルが加算される *7 中小企業(0.5ドル)と大企業(1.3ドル)とで料率が異なる *8 新型カロー1600Xi *9 インドネシア投資調整庁(BKPM)認可ベース	*1 197年1月23日改定 *2 バタム島工業団地 工業団地借地料は、土地および建物の借料。同工業団地は、土地のみ借りることはできない。 *3 同工業団地内ビル(サービス料金S\$2.00/mを含む) *4 バタム島内 *5 IDD基本料金。国内基本料金は10.54ドル *6 モトローラ TAC70(本体価格) *7 7日産EX-KL 1,600cc *8 96年9月2日および97年4月7日時点 *9 バタム島内バタム島工業団地への企業進出件数(金額は不明)	*1 1996年11月より *2 BOIは共通 *3 コロンボ中心部 *4 コロンボ中心部 *5 コロンボ圏の価格 *6 モトローラマイクログラ *7 トヨタカロー *8 民間平均 *9 96年4月1日以降(付加金は同日より廃止) *10 96年4月1日以降(付加金は同日より廃止)、税率は最高所得税率(24万ドルを超の場合)。基礎控除は10万ドル *11 BOI認可ベース。96年は石油精製プラント3件・7,129百万米ドルを含む。

	台北 (台湾)	シンガポール (シンガポール)	バンコク (タイ)	クアラルンプール (マレーシア)	ジャカルタ (インドネシア)	バタム島 (インドネシア)	コロombo (スリランカ)
	<p>⑯ 現地法人の設立には、会社法、外国人投資条例または輸出加工区・科学工業園区内管理条例設立による3進出形態があり、それぞれの法令により認可手続きや送金、利益配当、ビザ取得など異なった取り扱いをうける。「産業高度化促進条例」により、重要科技、重要投資に該当する事業について、5年間の営利事業税の免税等の優遇措置がある。</p> <p>制度変更 97年より労働基準法改正の見込み。改正ポイントは労働時間の短縮、労働基準法適用業種の拡大。 特殊事情 ①労働力不足から一部製造業では外国人労働者導入が行われている。 ②労働者退職金の引当て規定あり。</p>	<p>投資奨励分野への進出に対し、法人税の軽減などの優遇措置を与える。特に、研究開発部門、ハイテク部門、バイオ・テクノロジー部門などの先端産業、地域統括本社(部門)などビジネス・ハブ機能を高める部門の誘致に対しては手厚い優遇措置を付与している。97年4月1日より、携帯電話保有者に課せられていた年間ライセンス料(50~100 S\$)が撤廃された。</p>	<p>97年7月2日より為替制度は管理フロート制に移行(実質的にはパーツ切り下げとなっている)。 ソフトウェア産業の育成を目指し、BOIは5月に同産業に対する投資優遇措置を新設した。奨励の対象となるのは、ソフトウェアの開発・制作、ソフトウェア専門教育・訓練などであり、恩典としては、ゾーンにかかわらず法人税の8年間免除、機械輸入の関税免除。繊維、履物、食品などの労働集約産業の競争力強化を図るため、BOIは4月より当該産業の高度化に資する機械の輸入関税免除措置を決定し、実行した。</p>	<p>中央銀行が4月1日付で不動産と株式ローンに関する金融機関への融資抑制ガイドラインを発表。これは不動産ローンをローン残高総額の20%以下に抑制するもので、15万リンギ以上の不動産物件などへの融資を規制している。これにより不動産部門への過剰な投資を抑制し、資産インフレを防止する。また、株式ローンについては、株式を担保とする不動産購入への融資が規制対象となった。銀行の基準貸出金利は最大手商業銀行のメイバンクが9.1%(97年6月10日時点)で、通貨の過剰流動性抑制のため短期金利は上昇傾向にある。</p>	<p>94年6月に大幅な外資規制の緩和が実施され、 ①外資の全額出資が可能 ②最低投資額の撤廃 ③20年後の現地化条項(株式のマジョリティの現地移管)が撤廃された。 この結果、流通分野への外資参入禁止など一部を除き外資規制はほぼ全廃。 96年2月に国民車構想が発表され、条件を満たした企業には、部品輸入関税及び奢侈品税の免除が認められることになったが、大統領3男の企業1社のみが認められている。日本、米、EUは96年10月WTOに提訴。97年6月日本、EUの要請を受けWTOパネル設置。米もパネル設置を要請。</p>	<p>バタミンド工業団地は既に第3工区まで完成しているが、工場スペースの不足から更なる造成を進めている。また、人件費の水準(最低賃金)がインドネシアで最も高いことから、生産コストの上昇を訴える企業もある。労働者はインドネシア国内から広くリクルートされるが、近年はジャカルタでの賃金水準の上昇に伴い、バタム島へ出稼ぎに来る人材が減少しているという。</p>	<p>プラント、機械設備への新規投資に関する優遇措置を追加。 ・投資額2億5,000万ルピー以下の場合、投資額の75%あるいは課税所得額の50%のいずれか低い方の金額を課税所得より控除。 ・投資額2億5,000万ルピー超の場合、投資額の100%あるいは課税所得額の75%のいずれか低い方の金額を課税所得より控除。 高度技術投資の優遇措置については、最小投資額を1,000万ルピーから400万ルピーに引き下げ。 BOI企業の国家保安課税(NSL)の税率を2%から0.5%に引き下げ。</p>
特記事項	⑰ 特になし	資金調達に関する規制はない。ただし、シンガポール・ドルの非国際化政策の下、銀行が非居住者(経営支配権が非居住者にあるシンガポール国内での外資系企業を含む)に対し、500万Sドル以上の貸し出しを行う際、通貨管理庁(MAS)の承認を必要とする。	特になし	リンギ建借入の規制は次の3点。 1. 6.4規制(外資系銀行からは総借入額の40%を上限とし、残る60%は地場プミプトラ系銀行からの融資とする。) 2. ギアリング・レシオ1:3(借入総額は自己資本の3倍までに制限される。) 3. 借入枠(1,000万リンギ以上の借入れには中銀の事前許可が必要。)	外資企業には国立銀行からの借入が認められていない。外資借入については実際の制限はない。	オフショア市場からの外資借入れに関する規制はない。	BOI認可企業は特になし。海外/国内で借入できるが、国内借入は高金利(短期20%前後、中長期15%前後)であり、メリットは少ない。94年3月にIMF8条国に移行しており、金融の自由化が進んでいる。
	⑱ 通信事業など20業種で規制が行われているだけ。	出資比率は原則自由。ただし、ローカル企業育成の観点から、合併を指導されることもある。交通、通信、マスコミ関係などの公共部門への外資進出は制限されている。また、金融・保険業への進出、ビール、タバコ、マッチなどの特定業種への進出については、事前許可が必要となる。	総売上額の80%以上を輸出するプロジェクトまたは、金型、ジグなどのSIプロジェクトでBOIの奨励認可を受けた場合は可能。また、第3ゾーンに立地するプロジェクトは原則的に可能。	製品の80%以上を輸出するプロジェクト。	一部業種を除き、100%外資による進出が可能。電力、通信などインフラ8部門は外資95%(現地5%以上)までの合併で進出可能。非製造業では流通など6業種で、外資参入が禁止されている。	89年10月、外資規制緩和がなされ、製造業において100%外資が認められた。非製造業については、流通などを除き、100%外資が認められている。	一部の事業活動を除き100%の外資が自動承認される。

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (1997年6月)

通貨単位:米ドル

		マニラ (フィリピン)	セブ (フィリピン)	ハノイ (ベトナム)	ホーチミン (ベトナム)	デリー (インド)	ムンバイ (インド)	横浜 (日本)
賃金	①	242~284	163~176	100~157	86~160	170~198	107~191	2,992*1
	②	290~360	359~700	187~285	223~290	283~312	199~547	3,970~4,359*1
	③	454~1,202	754~993	283~412	354~645	795~1,276	505~1,011	5,129~6,273*1
	④	6/日 *1	5/日 *1	45/日 *1	同左	62/月 *1	2,25/日 *1	45.9/日 *2
地価・事務所賃料等	⑤	115 *2	94 *2	3.5 *2	2.25 *1	12 *2	112 *2	1,515 *3
	⑥	31 *3	12 *3	57 *3	40 *2	79 *3	76~90 *3	32.1~39.6*4
	⑦	3,393 *4	735 *4	3,700 *4	4,200 *3	4,255 *4	4,211 *4	7,867~8,741*5 (6,993~7,430)
電話料金等	⑧	184 *5	121 *5	150	150	85	84	668 *6
	⑨	23 *5	17 *5	20	20	5.4	5.3	26.7
	⑩	4.35	4.35	9.4	9.4	4.1	6.3	6.3 *7
	⑪	444 *6	444 *6	536 *5	536 *4	606 *5	525 *5	42~261 *8
電気・水道	⑫	0.11	0.0867 *7	0.075	0.075	0.07	0.083~0.11	0.15 *9
	⑬	0.30	1.1532	0.50	0.5	0.06	0.077~0.253	0.21/0.35 *10
自動車	⑭	19,492 *7	19,869 *8	24,000 *6	同左	13,161 *6	21,586 *6	11,346 *11
為替	⑮	26.524 ベソ	同左	11,663 ドン	同左	35.25 ルピー	同左	114.40 円 *12
GDP/Capta 名目 (96)		1,209 *8	同左	268(95)	同左	328 (95年度)	同左	36,542
外貨準備高 (96年末、100万ドル)		11,750	同左	1,300(95年10月)	同左	21,700 (97年3月末)	同左	217,867
CPI 上昇率(96年、%)		8.4	同左	6.0	同左	9.4 (96年度)	同左	0.1
賃金上昇率(%)		2.3 *9	同左	19.2(95) *7	同左	10~15 (96年度)	同左	1.6
失業率(%)		8.6	同左	7.2 (95) *8	6.2(95)	n.a.	同左	3.4
法人税(%)		35	同左	25 *9	同左	35 *7	同左	49.98(95)
個人所得税(%)		35	同左	50	同左	(脚注) *8	同左	50(95)
FDI (件数) (95→96)		n.a.	n.a.	367→325 *10	同左	1,355→1,559 *9	同左	1,272→1,304 *13
" (金額) (95→96、100万ドル)		15,860→18,701 *10	同左	6,524→8,497 *10	同左	9,898→10,211 *10	同左	3,697→7,707 *13

注	*1 197年4月28日改定。7月28日にさらに5ベソ引き上げる予定。 *2 カピテ輸出加工区 *3 ハンフィックスタービル (マニラ) *4 マンサニラ・プラザ (マニラ) *5 10%の付加価値税含む *6 ノキア・ビルディング N-232 購入の場合このほか基本料金(0.98ドル/kWh/月)がかかる。また、工業団地や地域によって異なる *7 シビック 1.5LXI*97 *8 1人当たり GNP *9 非農業の実質賃金(基準年:88年) *10 投資誘致4機関の合計	*1 197年3月15日改定。7月1日に5ベソ、10月1日に5ベソ引き上げる予定 *2 借料(ニューセブ・ツウソフ) *3 メトロ・ツウソフ (セブ市) *4 ガリー (セブ市) *5 10%の付加価値税含む *6 ノキア・ビルディング N-232 購入の場合 *7 ニューセブ・ツウソフでの料金 *8 シビック 1.5LXI*97	*1 196年4月改定、7月施行(それまでは35ドル/月) *2 ザーラム工業団地 *3 インターナショナルセンター(年借料、購入は不可) *4 ツウソフ・ビルディング *5 メトロ 8200 *6 トヨタ 1600cc (関税を含む) トヨタ自動車現地組立生産を開始したため、前々回より大幅に値下がりした *7 ベトナムでは賃金上昇率の政府統計がないため、CRG社(スイス)発表の統計を利用 *8 ハノイ地区 *9 外国投資法により現行の外資系企業の法人税率は25%(標準税率)ただし、この中で特定のプロジェクトについては1年間の免除およびその後最長2年間の法人税減免が可能 *10 SCCI 認可ベース	*1 ビンハイ工業団地(年借料、購入は不可) *2 OSIC ビル *3 ビューティコート *4 メトロ 8200	*1 197年2月改定(技術工) *2 マリヤ州ワリ工業団地 *3 Gopal Das Bldg *4 グレーター・ガイヤ *5 ノキア 1610 *6 MULTI SUZUKI ESTEEM 1300CC *7 97年度から7.5%の付加税を廃止。外国企業支店など外国法人対象の税率は48% *8 年取4万ルピー超~6万ルピー超→10%、6万ルピー超~15万ルピー超→20%、15万ルピー超→30% *9 資本提携件数のみ *10 認可ベース	*1 197年1月28日改定 *2 グローブ工業団地 *3 ナリマ・ビルディング *4 コロン地区・ビルディング *5 ノキア 1610 *6 マル・ビルディング (1600cc)	*1 平成8年職種別民間給与実態調査(横浜市) *2 神奈川県労働基準局より。平成8年10月1日付 *3 平成8年9月30日現在工場適地調査資料 *4 関内、横浜西口、新横浜地区の平均賃料 *5 上段は4*パットルム、2*パットルム、約215㎡の一戸建。()内は3*パットルム、2*パットルム、約215㎡のマンションを賃貸する場合 *6 架設に際しては、別途工事費¥9,300(81*ル)要 *7 東京→シンガポールへ平日昼間3分間国際電話した場合 *8 メカによって金額がかなり異なる *9 平成8年版電気事業便覧より平成7年度電力会社別電灯電力総合単価 *10 横浜市/川崎市 横浜市工業用水料金は96年1月1日付で24円/に、川崎市は96年10月1日から40.5円/に改正。別途消費税5% *11 トヨタ。新車で登録使用料は含まない。これに消費税を含む諸費用が25~30万円かかる *12 6月9日付東京三菱銀行電信為替相場 *13 95→96年度
---	--	---	---	--	---	---	--

	マニラ (フィリピン)	セブ、マクタン島 (フィリピン)	ハノイ (ベトナム)	ホーチミン (ベトナム)	デリー (インド)	ムンバイ (インド)	横浜 (日本)
⑯	マニラ首都圏賃金 裁定委員会は1月 21日、同首都圏の 最低賃金を1日 165ペソから185 ペソに引き上げる ことを決定した。 最低賃金はまず2 月6日に15ペソ、 5月1日に5ペソ と2段階に分けて 引き上げられた。 また、マニラ首都 圏近郊のカピテ、 ラグナ、パタンガ スなどの州が属す リージョンIVの最 低賃金は、1日155 ペソから4月28日 に15ペソ、7月28 日に5ペソ引き上 げられた。	セブ賃金裁定委員 会は1月30日、同 地区の最低賃金を 1日141ペソから 155ペソに引き上 げることを決定し た。最低賃金はま ず3月15日に4ペ ソ、7月1日に5 ペソ、10月1日に 5ペソと3段階に 分けて引き上げら れる。	95年11月、従来 外国投資を所管し てきた国家協力投 資委員会 (SCCI) が統合され、計画 投資省(MPI)にな った。外資法も90年 6月、92年12月に 続いて、96年10 月に3回目の改正 が行われた。 改正の理由とし て、①92年12月 の2回目の外資法 改正以降、外資関 連法が多数制定さ れ、既存外資法と の整合性が取れな くしていること、 ②現状に沿った 産業政策の方針 を示すこと等が挙 げられる。 改正内容として は、(1)工業団地と 輸出加工区進出企 業を同等のステー タスにすること、 (2)奨励分野には従 来のものに農水産 業・同加工産業の 育成、植林事業を 加え、ほか輸入代 替、観光、サービ スを除外する等が 定められた。 97年に入ってから の主要法改正とし ては、①2月の外 資資本形成のため の物資および自動 車の免税措置解 除、②4月の付加 価値税 (VAT) 法 採択 (施行は1999 年から) が挙げら れる。	投資制度、ハノイ に同じ。法の施行 はホーチミンの方 が厳格とされる。 外国投資の傾向と しては、軽工業型 ないしは国内産業 を指向したものが 多い。経済規模で は、ホーチミン市 はハノイ市の約4 倍と想定される。 エンジニア、中間 管理職クラスで は、繊維など一部 の先行産業では、 ジョブホッピング が問題になりつつ ある。 台湾を中心とした 華僑資本が進出。 95年9月、ホーチ ミン人民委員会は 同市の土地に対し ての土地賃貸料を 具体的に定めた規 則を発表。	外国直接投資の自 動認可条件を緩和 (96年12月) ・外資比率51%ま での自動認可業種 数を35業種から 49業種に拡大。 ・9業種について 外資比率を51%か ら74%に引き上 げ。 外国直接投資案件 の審査・認可基準 を公表 (97年1 月)	マハラシュトラ州 政府は「MAHARA- SHTRA'S 1993 PACKAGE SCHEME OF INCENTIVES」を 93年より施行。 95年5月より非公 害型ハイテク部門 への投資を優遇。 インフラ整備に関 与する外資には、 BOT方式で5年間 のタックス・ホリ デーを認めている。 工業団地に新規 投資・入居する 外資に対しては、 団地のグレード (A, B, C, D, D プ ラス) が低くなる ほど、インセンテ ィブが高くなる。	日本では、外国企 業の対日投資支援 として、①特定対 内投資事業者 (設 立後8年以内で外 資比率1/3超の企 業) に対する優遇 税制 (設立後5年 以内に生じた欠損 金の繰越期間を5 年から10年に延 長)。 ②産業基盤整備基 金による特定対内 投資事業者への債 務保証制度、③日 本開発銀行によ り、外国企業およ び外資比率50%以 上の外資系企業に 対する低利融資制 度。 神奈川県において は、県レベルの立 地企業に対する助 成措置は存在しな いが、市町村レ ベルにおいては立 地企業に対する税 制上の助成措置、 補助金・融資・奨 励助成措置が用意 されている場合が ある。
⑰	現地資本調達規制の撤廃 (中央銀行回章第 12号)。従来は現地借入金に資本比率によ り異なり、概ね自己資本金の1.5倍までに 制限。		現地銀行からの借入は制度上問題はない ものの、資金供給が乏しいため実際には 困難。海外から直接借入る場合にはベト ナム大蔵省の認可が必要となる。		特になし。資本金を公開株式発行で手当 することが多い。株式公募については、 SEBI (インド証券取引管理委員会) が出 した92/5/29付大統領令第9号に基づき 作成されたガイドラインがある。		特になし。
⑱	原則として可能。但し、91年外国投資法 によって定められているネガティブリスト により小売業や土地の所有など一部の業種 で規制。		外資法上は100%の進出も可能だが、土地 賃貸が困難なため、独資の場合はEPZ (輸出加工区)、IZ (工業団地) への進出 となる。また、ベトナム政府の方針として 技術移転を奨励することから合弁を促進す る。一方、97年以降に認可を受けた 100%外資の欠損繰り越しは認められな くなった。		認可される条件として、①持ち株会社とし ての投資、②独占的技術など高度技術をと もなう投資、③製品の50%以上の輸出が 対できること、など。		問題ない。